
平成24年第1回大和町議会定例会会議録

平成24年2月29日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務課 まちづく り長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総務課 まちづく り官 対 策	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産業振興課 企業誘 致官 対 策	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 1 号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例」
- 日程第 3 「議案第 2 号 大和町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」
- 日程第 4 「議案第 3 号 大和町連絡区設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 4 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 5 号 大和町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 6 号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 7 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 8 号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 9 号 大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 10 号 平成 23 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 11 号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 13 「議案第 12 号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 13 号 平成 23 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 14 号 平成 23 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 15 号 平成 23 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 16 号 平成 23 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 17 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 18 号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 20 「議案第 19 号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 21 「議案第 20 号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 22 「議案第 21 号 平成 23 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 23 「議案第 22 号 平成 24 年度大和町一般会計予算」
- 日程第 24 「議案第 23 号 平成 24 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 25 「議案第 24 号 平成 24 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 26 「議案第 25 号 平成 24 年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第 27 「議案第 26 号 平成 24 年度大和町吉田財産区特別会計予算」

- 日程第28「議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算」
日程第29「議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算」
日程第30「議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第31「議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第32「議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第33「議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第34「議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会前

議長（大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

少し時間前ではありますが、開会前に町長から説明したい旨の申し出がありましたので、許可いたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

今、議長から許可いただきましたので、説明といたしますか、おわびを申し上げたいと思います。

実は、2月27日、議会第1日目、初日に提案いたしました案件につきまして、一部変更をお願いいたしたいと思ひまして、今この時間をちょうだいしたところでございます。

2月27日に23年度の一般会計補正予算におきましてご説明を申しあげました5款の農林水産費でございます。5款1項農業費の3目農業振興費の中の緑の分権改革調査業務委託につきまして、総務省の事業を取り

入れてイチゴのハウスを設置し、そしてデータを収集するというものでございました。これにつきまして、昨日、2月28日に総務省の地域力創造グループ緑の分権改革推進室から連絡がございまして、外部評価者の評価に基づく審査の結果、不採択との連絡が入ったところでございます。結果の内容につきましては、本日の、29日の午後2時から総務省のホームページで公表されるということでございまして、明日の新聞で報道されるということでございました。大和町の結果につきまして、不採択の理由等、総務省にお尋ねをしたところでございますが、個別ごとの公表につきましてははしないということでございまして、大変残念な結果になりましたこと、おわびを申し上げたいというふうに思います。

結果の内容を見ますとはっきりしたことはまだ言えるところでございせんけれども、津波被害等の大きい沿岸部が優先的にそういった事業に採択をされているのではないかというふうな、これは推察でございまして、状況にございます。

なお、今回計上させていただいております予算でございまして、会期末に減額での追加補正をお願いをしたいというふうに考えておるところでございまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

なお、詳細結果につきましては、産業振興課長の方からも改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

それでは、今回の件の経緯につきましてご説明をさせていただきます。

国の平成23年度第3次補正予算であります総務省の公募事業、緑の分権改革調査事業、被災地復興モデル実証調査がございましたことから、震災のため山元町から大和町に被災している方のイチゴ栽培技術を活用して大和町でも産地として推進できないものか、コスト等の実証をいたしたく太陽光発電あるいはLEDなどを採用しての提案を総務省にさせ

ていただきました。

内容につきましては、補正予算の資料でもってご説明を申し上げましたとおりでございますが、町が事業主体で実質の運営はあさひな農協の予定でございましたが、残念ながら不採択ということになったわけでございます。詳しい内容につきましては、町長がお話しされたとおり、個別の公表はなく本日の総務省のホームページ、それからあしたの新聞等というようなことございまして、大変申しわけなく思っております。再度募集があったときまたどうするかという問題があらうかと思えますけれども、今後確実に内示を受けた後に予算の計上をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

また、農業振興につきましても、地域の特産品を提供できるようにJA等関係団体と努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうも申しわけありませんでした。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で説明を終わります。

午前10時03分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番桜井辰太郎君及び17番大崎勝治君を指名します。

日程第2「議案第1号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第1号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する
条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第3 「議案第2号 大和町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に基づく
回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第2号 大和町と宮城県信用保証協会との損失補償契
約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を議題としま
す。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第3号 大和町連絡区設置条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第3号 大和町連絡区設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。12番上田早夫君。

12番 (上田早夫君)

杜の丘地区の整備、大分進んでいるんですけども、これは最終的にこの1丁目、2丁目、3丁目で終わりなんですか。それとも、また広がる可能性があるのか、その辺だけちょっと教えていただきたいと思いません。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

杜の丘の団地につきましては、現在造成している範囲ということで判断をしております。将来どういう展開をされるのかというのはちょっとまだ総合計画にも、あるいは国土利用計画にもその旨がありませんので、まず現計画での分区ということで今考えております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第4号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例等の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第4号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第5号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第5号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第6号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第6号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第7号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第7号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 (鶉橋浩之君)

今回の改正で、今まで、23年度まで3,800円だったものが平均で4,900円になると。1,100円のいわば増額になるわけなんです。これはいろいろ需要量を見込んだ上での算定だとは思いますが、ちなみに同じ郡内のほかの町村の動向どうなっておりますか。お知らせをいただきたいと思えます。

それから、あわせて、これは前にも現在建設が進められている特養の施設の導入といいますか、その際にも議論がなされたわけなんです。ああいった大型の特養施設等々による今回の料金設定への影響というのはどのようなものだったのか、あわせてお伺いをしておきたいと思えます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

まず、黒川郡内の介護保険料の関係でございますけれども、このたびの介護保険料の改正につきましては、当然宮城県内一斉の改正でございます、各市町村とも今回の3月の議会に議員さん方にご提案されるというふうにも聞いております。

ただいま入っております情報でございますけれども、まず大郷町さんが4,900円の段階の方が基準段階で5,200円と。大衡さんが4,300円と。富谷町さんが4,850円から4,900円ぐらいというふうに聞いておりますけれども、どの数字でちょっと提案するかはまだ聞いておりません。ただ、ただいま県の情報からはっきり情報として入っておりますのは、宮城県全体の平均が4,942円と、4,942円が平均の基準額ですよということの情報入っております。

それから、まほろばの里、老健施設の関係でございますけれども、これにつきましては鋭意工事中で完成間近の予定でございますけれども、その入所者の関係、大和町の方々、最終的にどの人数で実態としては入所されるかはちょっとまだ見通し立っておりませんけれども、積算上でございますけれども65名で計算しております、今回の、大体。100人のうちの約3分の2は大和町をぜひお願いしたいという内容でございます、65の数字で計算しております、この数字でいきますと、介護運営事業費等々に3カ年間でいろいろ最終的に、影響という言葉が適切かどうかわかりませんが、影響する金額が5億6,400万というふうに計算上では試算いたしております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

そうすると、本町の今回の改正は県平均並みというふうに理解してい

いのかと思います。大衡がちょっと安いと。特に大幅に上がったのが大郷ということになりますか。

それとあわせて、いわゆる新設の特養施設の関係で65名と見ておると。その部分が見込み量に反映されて算定した部分で今回は4,900円だということで、これはあの施設中に65名まで見込んだ上でこの数字になったんだというふうな理解でよろしいということですね。はい、了解です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第8号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第8号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

今回の二つほど改定部分があるのではないかと考えておりますけれども、一つ目に単身者については説明のあったところです。

それで、もう一つ、ちょっと今条例のところであれですけれども、いわゆる入居条件の中で、水道料とかそういったものの滞納についてはしていないことというそういう新しい要綱が追加されておりますけれども、そのことについて、例えばいろんな方々がいらっしゃると思うんですけれども、いわゆる滞納であっても相談して分納とかそういった滞納の現状というんですか、そういった方々について、細目になるのかもしれませんけれどもどのような扱いになるのかということでお尋ねいたします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の条例改正におきまして、県として全県的に未納対策に取り組んでいるところでございまして、これに基づきまして町営住宅に入居する際は、町税、国保税、その他公共料金、町関係のところですが、滞納してないということが条件になります。したがって、入居につきましては、その実態を調査をさせていただきます、未納がないと、滞納ないということが確認されれば条件としてクリアされると。その時点でありまして、これは欠格事項になるものでございまして、ただ緊急に、災害時におきまして命を優先させるというような判断があった場合、この場合に限り、こういった条件がクリアされているというみなしもございまして、そういった場合に限り命を優先させるというようなことで入居させる場合もあります。そういったことで、基本的には滞納がないことが条件とされるところでございまして、以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

そうすると、いろんな方々がいらっしゃる中で、払う意思があっても

現に、現在、その時点においては払い切れてないという方については欠陥であるというふうなご答弁でしょうか。

議長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

現に滞納があって払いますよという意味が確認されたということでございまして、私たちの判断としましては、滞納がないことということが条件になりますので、そういった場合は、申しわけございませんけれども、基準に合わないというふうな判断をさせていただきたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君。

14番 （中川久男君）

説明資料、今町営住宅の条例、新旧対照表、この中の6条の2の口、保育料並びに学校給食費と、このようになっておりますが、これまでそういう方はいらっしゃらなかったのか、それともその方がもしこの新しい条例のもとで支払いを明記するのであれば、それも払ってもらわなければいけないというような解釈にとれましたけれども、現状として、今お住まいの方がこのような状況に置かれている方はいるのかいないのかを課長の方でどの辺まで調べられておるのか。もし、そういう方が現状としておられるのであれば、どのくらいの家族なのか、そしてそれをどのように4月1日からやろうとするのかをお聞きします。

議長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

これまでこういった方がいらっしゃらなかったかということをござい

ます。1点目のご質問でございますが、これまで滞納に関する規定がございませんでしたので、そこまでの調査をしてはいなかったところではありますが、ただ納税証明をつけていただくとかそういった形での基本的な確認はさせていただいているところではございました。ただ、保育料とかそういった形の町税以外の部分については把握し切れていないところがございます。規定がなかったのです。そういった形の対応をしておったところではございます。今後4月1日からの入居募集等に当たりましては、こういった新たな基準がされますので、今後しっかりと把握をさせていただきたいというふうに思っております。

また、現状においてどうなのかということでございますが、現状におきましてこれに、町税等あるいは公営住宅のイの方、家賃滞納のある方もいらっしゃいます。この方につきましては、現在繰り越しして滞納している方が平成22年度の決算時点では26軒ございましたが、現在はこの方々のうち残っている方が12軒になっております。この方々は滞納があるというふうな状況であります。現在分納中ではございます。

それから、現年において1カ月、2カ月おくれの方も二十数名おります。この方については、今頑張って納めていただいておりますが、現に納めていながらこの要件にひっかかるとすれば、そういった方になるのかなというような状況です。ただ、現に入居されておりますので、こういった方については頑張って支払っていただくというような状況にしておるところではございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

ですから、これが新しく条例が追加になったという前に、やはりそういう方が、これまで入っておられる方も事情で滞納している方もおられると思うんです、ほとんどが。その前の方々はそうやって未納を町では分割で払うからどうだと。4月1日からの入居に対しては一切だめだと。その辺の調査と、そしてそのような滞納をなされている方には、この4

月1日からこういう条例でこのように町でも動かなくてないと説明した上で、やはりその状況が続くのであれば、先般アパートから出てもらった方もいらっしゃるようですけれども、そういう中でも日にちと月数がすごくかかるんです、弁護士とかどうとかと。やはりそういうもの、そういうことであれば、既存に今までいて何年か、何十年かいる方もいらっしゃると思いますので、ぜひその辺の町としての姿勢、滞納としての、言葉で言えば、どういうふうに言ったらいいのか。納めたくても納められないんだというような状況の中であれば、何かの要綱で町でもシルバー人材なりそういうところで働ける人はいいいけれども、若い人たちでなければ学校給食費そのもの、子供の一番の食事ですから、ぜひその辺の指導なり、3月31日前に入った人たちが旧のやり方で、新のやり方であれば一切それは町では受け付けないというふうな条例の見直しにも見えますので、ぜひその辺、これまでの滞納者に対しての指導徹底を図っていただく気はありますか。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

現に滞納されている方への指導でございますが、この方々につきまして、毎年滞納額がふえてきている中で、重点的に本年度当初におきましてこの整理に力を入れていくというふうな話をさせていただきまして、体制として毎月訪問して現在滞納者の減少に努めておりまして、その効果としてあらわれているところであります。生活指導あるいはひとり暮らしの方への安否確認、そして保健福祉課との連携で状況を教え合ったり、そういった体制をとりながら、その実態に合わせた納付の仕方を指導してございまして、その縮減に現在大きく効果が出てきているところでございます。もう少し年度締めまで頑張りまして、さらに今回のこういうこととなりますよということもお知らせしながら指導徹底してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

14番 (中川久男君)

ぜひ新と旧のその条例の内容を徹底して頑張っていたいただきたいと思います。やはり新の人と旧の人の差別をしないようにぜひ町の方で指導をお願いします。答弁は要りません。終わり。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第9号 大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第9号 大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第10号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第10号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ございませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

今回、緑の分権云々がなくなったということはわかったんですが、商工費からまず。商工費の22ページですか、企業立地奨励金、これは今回456万ほど減額になっておりますけれども、これはこの減額、当初の予算との関係で減額になった理由ですか、そういったものをお伺いをしたいと思います。

それとあわせて、今回町長の施政方針演説の中でも各企業が、いろんな企業が町内に進出をされるというようなご報告があったところでございますが、この企業立地奨励金との関連で、過般、宮城県でいわゆる復興特区の中で5年間無税とする投資特区を申請をして受理されたというようなニュースが流れたわけなんです、そうしますと、地方税においても施設や設備にかかわるいわゆる不動産の取得税、それから固定資産税ですか、法人事業税等々5年間、これは課税できないと、無税になるというようなことになるわけなんです、それと町で条例で定めている企業奨励金、この整合性をどういうふうにするのかというようなことを

この条項に関連して一緒にお伺いをしておきたいと思います。

それから、次の23ページ、これ今回道路新設改良の中で、従来の予算化されていた中屋敷1番線ですか、これが舗装工事で上積みを図るとかそういった説明があったわけなんです、これは震災前に計画されてもう発注されて工事が途中であったものがいわゆる震災によって延期になったというようなことだと思うんですが、それに新たに不足分といいますか、新たな予算措置を加えるというような形でこれを完成させていくというようなことなんです、これは従来の事業、いわゆる契約しておる業者さんに震災による損傷といいますか、災害分を上乗せして完成を早めるというような理解でよろしいのかどうか、お伺いをします。

さらに、同じく都市計画の関係なんです、この流通平の補助対象外の部分が270万ですか、これが出てきたわけなんです、この補助対象外工事費、これというのはどういうふうに理解すればいい。

それとあわせて、収入の中でその他収入でいわゆる土地開発公社関係の災害復旧、これその他の収入でゆけるというような説明もございました。その辺もあわせてお伺いをしておきたいと思います。

それから、ついでですから、災害復旧費の中で教育施設の災害復旧費、31ページ。これは前回災害復旧について質問をさせていただきました。その際に、いわゆる教育施設については何か、あのときは4件でしたか、入札不調に終わったというような町長からの説明もあったわけなんです、今回そのことが契約をされて、その結果として委託料、工事請負費等々の減額だと思うんですが、施設の修繕、復旧の契約の内容等々もあわせてお伺いをしたいと思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

それでは、商工費の企業立地奨励金でございますが、今回456万ほど減額をさせていただいております。内容につきましては、当初企業立地奨励金6件見ておりましたけれども、創業日の関係で4件になったという

ことで2件減額になったということで今回減額というようなことでございます。

それから、復興特区の関係でございますけれども、民間投資に係る分ということで、これはあしたから受け付けという形になりますけれども、これは町に関しては固定資産税が一応減免ということになりますので、減免後の分を奨励金という形で企業の方に交付するものですから、町としては奨励金が減額、こちらの復興特区の方で見られる分、奨励金は減額になるのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

初めに、ご質問のありました中屋敷1番線の関係でございます。この工事につきましては、平成22年度からの繰越事業として実施をしているところでございますが、地震によりまして被災をしたところでございます。その被災した箇所についての復旧を終えて、この補助事業に取り組む際に路盤の改良等手戻り工事が若干ございました。その関係で、本来ですと完全に舗装まで仕上がる予定でございましたが、舗装としまして60メートルほどだけ残るといった部分が今回なりましたので、その部分を今回発注して路線として完成させたいというふうな意味合いでお願いをするものでございます。ですから、補助で取り組んだ部分でその手戻り工事の分で舗装分残ってしまったと。その部分、残して次年度ということではなくて、その部分も含めて完成をさせたいというようなことで今回お願いするものでございます。

それから、流通平の緑地の補助対象外の部分でございますが、これは査定で切られた分あるいは本来査定では見られない地盤の改良とかそういった部分の工事、補助で見られた部分以外の部分を含めて復旧しないといけない部分も多ございます。そういった部分を含めてのものがございましたので、これは単独で直さざるを得ないということで今回お願いするものでございます。

なお、今回の工事で調査設計した中で、土砂が、のり面が崩れて覆いかぶさった部分、その下の部分までの調査はなかなかできないということでございまして、これは土が崩れたんでそれを撤去しただけでいいだろうというふうな形で見えていたんですが、その土かぶさった部分まで被害があったということが今回わかったんで、その分が増嵩する部分が発生したと。これは国の補助の、今回の補助で3割までは軽微な変更として届け出すれば大丈夫だと。それを超えると重変になりますよというようなこともございましたけれども、そういったことで今回新たに増嵩する部分が発生したので、それに対応するというような内容でございます。

それから、土地開発公社との関係でございますが、この流通平につきましても、新たな造成工事を行いまして、その後間もなく町に移管され引き受けたところでございます。その後、間もなく地震があってこういった被害があったということでありまして、この辺の関係で公社とお話し合いをさせていただきまして、この単独分で補助対象外になる部分、町が純然たる持ち出し分については半分持っていないかということでありまして、その部分については公社としても半分持ちますというようなことになりまして、その部分を今回収入として見させていただいておりますし、そういったことで今回補助にも該当しない、あるいは単独、起債の方にもとれないような部分についてお願いしたものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

6目の教育施設災害復旧費、工事請負費で8,770万2,000円ほど減額しておりますけれども、その内訳ということでのご質問でございます。災害復旧で建築関係に関しましては、議員ご質問のとおり不調に終わったということで、小野小学校、吉岡小学校、それから大和中学校の建築部分に係る災害復旧工事、これが不調になって2回ほど入札をやったんですが不調に終わったということです。それから、もう1件が吉田教育ふ

れあいセンター、これも建築関係で不調に終わったということで、これらにつきましては、その後随意契約というようなことで相手方が決定しまして契約の運びということで、これにつきましては一部24年度の繰越工事というようなことにも考えておりますけれども、4月、5月ころの完成を目途に今作業を進めております。

この8,770万の内訳といいますか、内容ですけれども、これは既に教育総務課分と生涯学習課分、生涯学習課分ですと総合体育館、体育センター含みます。あと、教育総務課分ですと、大和中学校ののり面の復旧工事、それから給食センターののり面の復旧工事、そういったものを含みますけれども、すべて契約は終わっております、今回の減額につきましては、そういった確定見込みの中での減額というような形で措置をさせていただいております。契約の内容につきましては、そういうことで不調に終わった部分については随意契約で契約をさせていただいているということです。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

1 1 番 (鷗橋浩之君)

では、最初にこの企業奨励金の関係なんですが、6社見込んだものの2社分が減額だったということでの今回の減額補正、これは理解をいたしました。

それと、新たに復興特区との関連、これはいわゆる税収分を奨励金として出すんだから、これは町としては何ら問題ないというふうな答弁にとれたんですが、5年間、地方税を含めて税制上は税はゼロとするんだと。町の企業奨励金制度の条例は、いわゆる固定資産税なりその土地分に対してのいただく税金に対して3年とかそういった部分がありましたし、さらに用地に関する部分もあるわけなんです、用地の取得分です。その辺はどういうふうに整備をされるのか。税金をいただかないんだから、いわゆる奨励金の中で誘致奨励金の分の一定超える部分は何もないんだよという理解はわかります。町のいわゆる奨励金全体の中での影響

という点では、でもやはり同じような考え方でいいのかどうか、もう一度ひとつお願いします。

それから、道路新設改良、この中屋敷1番線については、そうするとともに発注段階で今回補正で措置した分は、これは完成までの事業費の中で不足分であったんだというふうな理解でよろしいんですか。前に契約した部分では完成するはずがなかったんだと。その不足分を今回措置して完成を早める。これは震災とかそういうような影響とは何ら関係ないというふうに理解していいのかどうか。

それから、流通平の件なのですが、これは補助対象にならなかった分が発生したと。これはどうなんですか、結局最初の見立てが甘かったというようなことなのか。申請してもだめだったというようなことなのか、災害補助。何かその辺よくわからなかったんですが、もう一回お伺いをしたいと思います。

それから、公社との関係、後から公社を半分見ますよと。震災発生の段階でのいろいろ公社と町の話し合いなり協議等々があったんだと思いますけれども、そうしますと最初は、これは全部町でやりなさいよ、公社では関係ございませんよというようなことで、それを町ではしようがないというようなことでのんでのいろいろやった結果、今になって公社もやはり責任あったから半分見ますよというようなことなのか。そうしますと、何か今までの公社の経営計画の中で少し甘かった部分があったんではないかなというような気もするんで、もう一度ひとつお願いします。

それから、最後の災害教育施設の関係なのですが、教育施設全部含めて、災害事業全部含めての今回の執行残というようなふうに今理解をしたわけなんですけど、いわゆる不調に終わった、さっきも課長言った4件の工事について、これは随意契約等々でやられたんだと思いますけれども、これは当初国や何から査定を受けた災害復旧工事の予算の範囲で終わったものなのかどうか。全部その不調に終わった四つの部分、その契約の内容、金額に対してどうだったのかということをもう一つお知らせをいただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

復興特區の関係でございますけれども、先ほどの用地取得分のお話がありましたけれども、用地取得分につきましては、町の奨励金につきましては固定資産の価格でなくて用地の取得価格に対して交付するものですから、今回の復興特區とはまた別に、これは通常どおり交付というふうに考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

最初の中屋敷1番線の関係でございますが、本来この工事につきましては、舗装まで全部仕上がる形で契約をして繰り越しをして工事をするということにしておったところでありますが、震災によりまして、その影響で手戻り工事が発生したということで、契約金額はもう繰り越しておりますので変えられないということで、工事の中身を変更して仕上げてきたというところでありますが、その増嵩した分については最後舗装部分が、その分足りなくなってしまったといったものです。その足りなくなった部分についてはそのままにしておけないので、60メートルほどですので、今回上舞野ほか1線の部分も一部残った部分があるんです。その部分もあわせて完成させたいというふうなことで今回発注をさせていただくというような経過になったものでございます。

それから、流通平の緑地でございますが、その見込みでございますが、当時地震によって崩れまして、その崩れた土砂が、のり面が1段目、2段目まで崩れてきたと。その2段目まで崩れたのが、上の1段目の土がかぶさった部分ではないかというような想定で測量調査をしてそういった形で見たと、2段目の方も崩れていたということが後でわかったということで今回増嵩になったものでございまして、その時点で見立て

が甘かったのかなというようなふうに言われますとそのとおりになるのかなと思いますけれども、これについてはそういった形で2段目の方には影響ないという形で今回査定を受けましたものですから、その関係で影響があったと。ただ、その分についても3割以内までは変更して増嵩して構わないというようなことでしたので、その部分、できるだけ多くの部分について国費投入の部分にお願いをして、なおそれからはみ出た部分については単独でやらざるを得ないというふうな状況になりまして、今回そのような形で完成をさせたいというようなことでの扱いでございます。

それから、公社の関係でございますが、地震がありまして大分流通平1号線道路あるいはのり面、傷みました。その関係で、5月30日に公社との協議、その前から連絡はとり合っていたところでありまして、こういった造成のあり方にも問題はなかったのかというような問いかけをしまして、そういった意味で周辺部が、ほとんど盛り土造成部分が崩れたわけでございますので、そういった意味でいかななものでしょうかというご相談をさせていただいたと。その結果、それでは公社としても補助対象外、起債対象外部分についての支出があれば、その分については半分見てもいいですよというような話し合いになったところでございます。

その後発生するかどうかというのは査定を受けた段階で、終わった段階で今回のような状況が単独として出さざるを得ない部分があったので、12月になりましてですけれども、公社と覚書を結びまして、その費用負担分について半分見ますよというような形を取り交わさせていただいております。最終的に今回補正でお願いしている収入分、これが2分の1でございます。540万円ほどですけれども、この倍額が本来町として出さざるを得ない部分、それについて半分見ていただくというようなことで話し合いをさせていただいているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

不調に終わりました4件の発注の仕方なのですが、それぞれ1本ずつばらばらにして発注したやつをまとめて、3本まとめて発注するというような形での発注の仕方を工夫しながらやりまして、積算単価等についてはそのままの金額を変えないで発注したというところで、災害査定の方の金額の範囲内で結果的には終わっているということとなっております。

(「了解」の声あり)

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

では、1点だけ質問させていただきます。

今、前者が教育施設災害復旧費で質問したところなのですが、教育施設で生涯学習の方の担当になるのでしょうか。総合運動公園の中の体育館、あの施設なのですが、一度議会の方でも天井の上に張ってある、名前何て言うんでしょう、あの白いやつ等ばらばら3分の1ぐらい落ちたというところは見ておるわけなのですが、今現在、2月から施設も開放になりまして使っておるということではいろんな大会等々やっておるようです。そういった方々からちょっと声が出ておるわけなのですが、今現在あの鉄骨がむき出しの状態、もちろんあの白い半端な状態でなくて全部取っ払ってるという状況でございます。それで終わったのかどうか。今まだその後何かするのではないかというふうな声もあるもんですから、体育センターの天井の方、鉄骨が出てるってさびどめがそのままなんです、あの赤い。赤いさびどめ。あの面積ですから結構目立つ。天井が露出してるという状況です。安全管理等々の判断でそういったことになってるんでしょうけれども、来年度に向けてそういうふうな改善をするのかしないのかとか、その辺の判断をまずお伺いしておきます。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回工事しました総合体育館の天井につきましては、災害のためにグラスウール、金網ともに破損しまして、それを支える金具等もすべて曲がっております、すべて撤去したものでございます。現在すべて撤去して完了というふうなことでございます。ほとんどの体育館がそのような形で、天井がついてないところが多いというふうにも伺っております。今回工事を完了させていただいたというような状況でございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

そうしますと、そのグラスウールというか、そういったもの、金網撤去をして、あとは一切あのまま。今後もああいったあのままというふうな方向ですね。いろんな修繕といいますか、そういう修理しますと大変な財源が必要だろうと思うんですけども、住民の方々にとっては何もしないでというか、今まであったやつをただ取っ払ってそれで終わりというふうなことでなくて、例えば鉄骨に少し化粧をすとか、そういったことで完了とか、非常に何かそういう状況がわからないんで、今から直すんだらうというふうな声が多々あるんです。ですから、例えば先月あたりの新聞でも仙台市の場合ですと単独でそういう工事といいますか、そういったものもしているというふうには聞いておりますけれども、やはり体育館に来られる方々にもそういう心配するといいますか、全部取っ払えば安全なんでしょうけれども、それ以外に今まであったものがなくなったということで非常に何か残念だというふうなそういう声もありますんで、これで終わりなら終わりというふうにもむしろ発表してやった方がいいと思います。今から直すんだか直さないんだかと思っているよりも、もう体育館に関しては安全のためにそれで終わったというぐらいにやはり示した方がいいんだらうと思いますけれども、その辺どうですか。

議 長 （大須賀 啓君）
生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

安全管理上、あのような形ということでございますので、現場の方にもこれで工事が終了しまして安全に皆さんにお使いいただくというふうなことで徹底してまいりたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

3款民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、報償費14万4,000円の減額でありますけれども、この中にことばの教室の減額措置もあるように私は受け取ったんですが、ことばの教室が予定どおり進められなかったのか、あるいは私の聞き間違いで予定どおり進んだけれども報償費が減額になったというふうにとらえていいのか、このことについて説明ください。

議 長 （大須賀 啓君）
教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

ご質問にお答えいたします。

この8節の報償費14万4,000円の減額につきましては、ことばの教室の講師謝金の減額ということでございます。説明でもちょっと申し上げましたけれども、今回大地震によりまして4月のスタート時点が5月にずれ込んだということで、4月分ができなかったというようなことでの減額となりまして、それ以降につきましては月3回から4回ということで、

計画に沿った形での教室が行われました。例年ですと40回前後を実施しているんですが、今回は37回の実施というようなことで若干教室の開催回数は減ったものの、今度3月にことばの教室の修了式等行われますけれども、計画どおりのというか、内容につきましては計画どおりに終わっているというようなことで考えております。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12「議案第11号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第12、議案第11号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第12号 平成23年度大和町介護保険事業勘定

特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第13、議案第12号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第13号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第13号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第14号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第14号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第15号 平成23年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第15号 平成23年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第16号 平成23年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第16号 平成23年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第17号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、議案第17号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第18号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第19、議案第18号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

4期16年議員やってきましたけれども、まだわかってないといいますが、理解してないんで、甚だ恥ずかしいんですけども、1件だけ、お伺いをさせていただきます。

次の議案の農集排も同じなんですけど、この下水道関連の災害復旧工事に関して、今回繰り越しもされておるし、あるいは既に工事発注した分の減額補正もされているわけなんですけど、これはこの復旧工事を補助と単独に分けてございますね。これは当初の建設の際にも、これは補助工事の3分の1かどうだったかちょっと忘れちゃったけれども、いわゆる補助工事に対して単独工事をこのぐらいやりなさいよという何か取り決めがあったはずだと思うんですけど、これ建設の際にはそういう区分けがあったと。今回のこの災害においてこれを区分しているというようなことなんですけど、これはいわゆる補助工事と単独工事、これについて災害復旧の国の方の補助なり手当て、これもおのずと全部違ってるといふふうに理解してよろしいのかどうか、その辺、まだ理解してなかったんでひとつ教えていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

公共下水道事業あるいは農業集落排水事業、同じような考え方なんです、公共下水道事業ですとそれぞれの本管工事の末端部分、全体の排水量が一定基準に満たない部分については単独補助で一応適用にならないというふうな取り扱いになっています。ですので、一つの路線の中の最上流側というんですか、その辺が単独扱いというふうな取り扱いになってございます。

あと、農業集落排水事業の関係なんです、それも同様に末端の2個が拾える部分までにつきましては補助として採択になりますが、末端1個の部分の管渠につきましては、単独工事で手当てをするというふうな取り扱いになってございます。

いずれにしても、一つの路線の最上流側につきましては単独の手当てというふうなことになるものですから、災害につきましても同様の考え方が成り立ちますので、そのような取り扱いをしてございます。

あと、その本管の中でも1件の該当する災害、被災を受けた基準額が一定基準金額に満たない場合につきましても単独で一応手当てをするというふうな取り扱いになってますので、そういうことで今回の補助事業、単独事業というふうな大きなくくりの中で災害復旧工事の査定を受けまして今現在実施してるというふうな状況でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

そうしますと、補助事業でやった部分も単独事業でやった部分も含め

てなんですが、一定の災害対象になる部分、そのいわゆる災害復旧事業の補助について、補助工事で当初取り組んだ部分と単独で取り組んだ部分の差は、これはないんですか、あるんですか、その補助率等々に。それ聞きたかったんですが。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回災害復旧工事によって実施した、補助で取り扱った箇所に……。今回の公共下水道事業、農業集落排水事業それぞれ当時の整備の中で補助事業として実施した部分、単独事業で実施した部分、その部分につきましては今回一定基準を満たした場合につきましては補助事業として実施してますし、末端部分のそういった該当しない箇所につきましては、国庫災害として認定ならない箇所につきましては、あくまでその災害査定から外しまして一応町単独事業で実施するというふうな取り扱いをしてございます。

そういった中で、今回の災害復旧につきましてはの取り扱いにつきましては、通常、今回震災上乘せ部分がございまして補助率8割というふうなことになってございます。単独部分につきましてはの国からの財源支援につきましては、補助金というふうな形ではございませんが交付金として震災上乘せ部分を考慮しますと7割相当部分、これが交付金として一応手当てされているというふうな状況になってございます。

そういったことからしますと、補助事業が補助8割、残りの2割のうち交付金が8割というふうなことなものですから、2割のうちの8割が交付金、2割のうちの20%が起債というふうな取り扱いをしてございます。単独事業の災害復旧につきましては、先ほどお話ししましたように、交付金が7割相当、震災上乘せを含めて7割相当が交付金として交付されるものですから、残りの3割部分、これが起債というふうなことで今回の災害復旧事業費補助単独につきましてはの財源構成で一応進めてるというふうな状

況になってございます。以上でございます。（「了解」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

1点、下水道のこの災害についてお尋ねをいたします。

今、北目、砂子沢、下草地区、下草地区の場合は富谷からの幹線が通
っており、その被害が相当陥没して大変だったんですけれども、それが
いまだに復旧がなされていないということで、これは繰り越して来年度
になると思うんですけれども、9月に入札終えている中で、何であそこ
が進まないのか。あの4地区、相当今陥没している状況でありますので、
そのおくらしている原因。

また、各地区ではもう相当復旧が進んでおる中で、1年たってもまだ
何ら措置がされてないのはどういうわけかちょっとお尋ねをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

大変今回の震災によりまして、下水道管理設した箇所につきまして大
分町民の方々にご不便をおかけしまして大変申しわけなく思っておりま
すし、現場の方も精力的に進めているというふうなことはあるんです
が、大分まだその進捗が、大きな進捗が見られてない現場もございま
す。その原因につきましては、発注は恐らく宮城県内ではトップぐら
いに早かったんだというふうにはちょっと思っておりますが、いずれそ
ういった状況の中で資材の手当てだったりとかいろんな人の手当て、機
械の手当て、そういった部分もございました。着手するのにいろんな準備
を含めてやはり通常の工事よりも倍ぐらいの期間要した。通常ですとい

ろんな諸準備を含めて1カ月ぐらいで現場に乗り込めるような状況であったんですが、今回の震災、下水道管、実際使っていただいているその下水道を流しながら整備を進めるというふうなところにいろんな困難性があったというふうなことで、いろんなその辺の施工計画を行う際に、全部で公共下水ですと7件の工事を発注しました。議決をいただいた工事が3件ございましたが、そういったいずれの工事につきましても同様の状況でございます。

今現在それぞれ7件の工事の中で年度末まで完成できる工事が1件ございます。そのほか6件につきましては、なかなか3月末までに一応検査が完了できるというふうな確約ができないもの、4月に入っても4月後半ぐらいには完了される見通しのものも大分ありますが、下草地区を含めた下草、砂子沢、北目ですか、その区域を含めた工事につきましては、その発注規模も大分大きくくくりの中での発注だったものですから、そういうことでなかなか全体の中での進捗が上がってないというふうなことが事実でございます。

そういう部分でほかの現場と比較しますと大分早い、その進捗が大分進んでいるように見受けられる現場とそうでない現場というふうにも見えてるような状況でございますが、そういうことで、その原因からしますとやはりその工事規模が大きいがために全体のその進捗の中でそれなりの工期を要してしまうというふうな実情にあるものですから、そういった中で現場の方も維持管理、その受注した会社の方でその辺の現場の安全面を考慮しながらいろんな碎石なり何なりを補充したり何だり、極力そういった事故の発生など生じないような形で管理はしておるんですが、なかなか最終的な完了というふうなところまで下草、砂子沢、北目、その辺の工事の現場につきましては、全般的にほかの現場よりもちょっと進捗が上がってないというふうな状況でございます。その辺、安全管理には十分これからも注意をしまして進めるように町の方でも、その都度あと現場の方にも指示をしながら、皆様のご協力をいただきながら今後精力的に進めてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

あそこは交通量も、大崎三の関線は相当の交通量があって、昨年も砕石がはねて、小学生が登校途中に石はねてけがした。また、そこで転んだ等々がございます。暖かくなりますと通学する子供たちももう自転車で歩くというような状況の中で、私はすぐやれとは言いませぬけれども、もし工期が長引くのであれば、ある程度のアスファルトでもう固めてしまおうとか、やはりそうしないと結局その工期がいつまでなるかわからないですけれども、その区間ある程度の整備しておいてもらわないと、もしけがあった場合、町で補償等々が出るような可能性もあるんですよね。ですから、全部とは言わないんですけれども、ある程度の幹線、車の相当多いところに限ってはさっとしたアスファルトで簡易舗装するとかしないと、工期がこれまでと決まってやるんでしたらそれ来るまで皆さん我慢するんですけれども、このごろだんだん文句ばかり言われてきて、やはり役場に行けばいいんですけれども私の方に結構、議員という立場だかわからないけれども来る傾向が相当多いんです。ですから、そのような、ないようなきちとした工期はこれまでというようなわかっているんでしたら、それを示して、各区長さん方に。でないと、いつまでもあの状況では私はやはりちょっとひどいのかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

本当に通学路にもなっているそういった路線、本来であれば本当に震災後1年も経過しているこの時期ですので、本当に完了して舗装も仕上がって安全な形で皆さんに利用していただくというふうなことを目指しながら進めてはきたつもりなんです、こういった実態でございます。

そういった中で、どうしてもやはり繰り越しをさせるを得ないというふうな部分もございますので、今のお話のように完全な形での舗装というふうなことにはいかないかもしれないんですが、例えば自転車で通ってもそれなりの平坦性が確保できるような、単なる碎石というふうなことではなくて、今現在いろんな舗装の改築工事やら何らかで発生しますアスファルトがまじっている碎石というふうなものもございます、それですと碎石のようにばらばらならない、ある程度落ちついているというふうな状況、それはある程度長期間担保できるような、確保できるような状況のものもございますので、その辺の材料が入手できるかどうかというふうなこともあるんですが、そういったことも含めて、そういった通学路等地域の最重要、そういった生活路線というんですか、そういった箇所にはなお意を配って対応していきたいというふうに思いますので、地域の皆様のご協力をお願いしながら進めてまいりたいというふうに思います。

さらに、工期の延長等もございますので、その辺については災害復旧工事着手前にそれぞれの区長さんの方にご相談しながらいろんなお知らせやら何やらをしながら着工してございます。さらに、年度末まで完了しない工事等の現場におきましては、改めてそういった期間を示した中で地域の皆様へのご協力をお願いしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑はありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第19号 平成23年度大和町農業集落排水事業

特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程20、議案第19号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第20号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第21、議案第20号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会

計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

浄化槽につきましても災害箇所がかなりあったわけなんですけど、すべてこれは完了したのかどうか、お伺いをしますし、さらにこの建設費の19節の補助金、これは200万減額、これは当初吉岡西部地区で2基計画したものが申し込みがなかったというような説明でございます。この西部地区なんですけど、これはこの西部地区だけ合併浄化槽は補助金というようなことで補助事業対象、ほかの地区は全部町設置型というような形になっているわけです。この西部地区については、将来区画整理等々があれば恐らく下水道が走るんだらうと。補助金のそういう考え方で、この地域を町設置型から除いて区分けをしているというような状況にずっと理解をしてきたわけなんですけど、この西部地区においてこの浄化槽のいわゆる対象戸数と設置戸数、この普及率といいますか、どういうふうになっていますか、まずお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

浄化槽の整備、災害復旧工事も三十数基発注しましてほとんど終わっております。最後に発注した31件目ですか、32件目ですか、今現在整備という復旧進めてる部分ございますが、3月末までに一応完了するというふうな中で現在進めているというふうな状況でございます。

あと、19節補助金の関係、吉岡西部地区に対する浄化槽設置の際の補助というふうなことでの取り扱いを行っております。その西部地区も公共下水に含まれているものですから、合併浄化槽の町設置型による工

事が起こせないというふうなことで特例的な形で町の単独補助というふうな形で今現在手当てを進めているというふうな状況でございます。

そういった中で、全体の戸数とその区域内の整備基数というふうなことで、今現在ちょっとはっきりとした数字持ち合わせてないんですが、土保田から峯かけて、一部西原地区の部分というんですか、その辺も含めての西部エリア、区画整理のエリア一帯の中での一応取り込みというふうなことでございます。戸数、その概数ですが、正確な数字ちょっと申し上げることができないんですが、四、五十軒ぐらいあったかというふうなことにちょっと記憶してございます。その中で、区域の中で実際浄化槽が整備されている基数については、この補助金の交付というふうな制度をとってから整備された部分については3基か4基ぐらいだったと思うんですが、それ以外についてはその前から設置されている浄化槽も含めるとトータルで何基になるかというふうな数字についてはちょっと今のところ持ち合わせてなかったもんですから、ご了承願いたいというふうな思います。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

鷗橋浩之君。

11番 (鷗橋浩之君)

この地区、下水処理の一つの政策上は公共下水道地区というような位置づけはされているものの、あそこの開発との絡みで、言ってみれば下水処理の扱い上、空白地域みたいになっているわけですね。下水道にしても、農集排にしても、それから浄化槽も一方では全部町設置型になっている中で、この地区だけ補助制度というふうなことで、一ついわれる下水処理政策上から言えば、この地区の方々、将来下水道になればそれは別なんです、何か本当にエアポケットというような、私は感じています。

浄化槽を設置するにしても排水先等々で問題もあるというような地元の要望等もあっていろいろ以前に議論した経過もあるわけなんです、どうなんでしょう。この地域、いつかはあそこが開発をされて下水道区

域になるというふうな町のずっと将来の目標は、それはわかるんですが、今このような現状の中で、この地区だけ下水政策上差別化しておくというふうな考え方でいいものかどうか。できれば最低でも町設置型にすべきではないのかなというふうに私は思うんですが、その辺のところをどういうふうに考えてますか。担当課含めて、最後に副町長にもひとつ伺っておきたいなというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問でございます。

吉岡西部地区、町の浄化槽、公共下水道区域に含めてるもんですから認可までとってる区域ですので、合併浄化槽の町設置でできないというふうな状況下のもとで今現在進めているというふうなこと。この地区、今後遠い将来というふうなことではなくて近々というか、どういう下水道の政策上どのように考えるべきかというふうなことの中で、ただいまのお話にあったように、排水のちょっと排水先がなかなか思うようにいかないといういろんな状況もあるようでございます。やはり公共下水道、合併浄化槽、いずれも国庫補助というふうな中での進めているものでございますので、そういった町の土地利用というふうな中での計画の中で公共下水道の区域を定めるというふうなことがあるもんですから、そういった中で、場合によって西部というふうなエリアからその公共下水道の区域を外して合併浄化槽というふうなものも一つの方法論としてあるのかもわかりませんし、場合によって西部の基本計画というんですか、あれが今の土保田街道線が幹線道路でない位置づけになっているもんですから、今現在の土保田街道線に下水道管が埋設できないというふうな状況もございます。また、当時の西部の基本計画というんですか、それがまだ白紙の状態になってないというふうなことがあるもんですから、そういった中で下水道所管の方ではなかなかそういった部分まで踏み込んだ形で取り組めないというふうな実情もございます。

そういった部分で、その辺のことも踏まえて、場合によってその当時の西部の開発の基本計画図の、今現在水道事業所前の都市計画道路吉岡吉田線、あれがそのまま延長される。その路線が吉岡西部エリアの基幹道路、位置づけになっているものですから、そういった部分との兼ね合いが大きいものですから、なかなか今現在そこから一步踏み出せないというふうな状況でございます。

ただ、いずれその中で、あくまで今の土保田街道線、今現在の黒高の農場前を通っている現在の町道が将来的にも町のそういう基幹道路というふうな位置として確認できるような部分があるのであれば、あくまで公共下水道区域に入ってる部分があるものですから、その辺の進め方はできる部分があるんだと思うんですが、なかなか今のところそこから踏み出してできる状況にはないというふうなそういう状況でございます。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）
副町長というご指名でございましたが、私もここにおりますので。
西部地区につきましては、ご案内のとおり開発につきましては今休止状態でございます。今堀籠課長申し上げましたとおり、本来あの吉岡吉田線が真っすぐ伸びていった形の部分で幹線道路になり、そこに下水、水道の本管が埋設されていくということでございますが、今の状況ですとちょうど田んぼの真ん中を真っすぐ抜けていく形になりまして、その道路をつくることによって今の田んぼの利用もできないということで、その幹線道路については手つけてない状況でございます。さらに、仙台大衡線等々の絡みもございまして、そこで開発がストップといたしますか、状況になっております。

あの土地につきましては、前の西部区画整理組合の執行部の方、役員の方々と年1回の打ち合わせ等やっておりますが、実は先般、私は参加しませんでした。都市計画の方で現状についていろいろお話し合いをしたところでございます。いろいろなご意見がある中で、今後の見通し等につ

いてご心配もされておられますが、区画整理全体として大きくやるのは今の時代どうなんだろうというようなご意見もあるというふうに聞いております。そういった中ではございますけれども、土地について今お話しのとおり、いろいろな整備の面で空白地帯といいますか、スポット地帯になっている現状にもありますので、今後全体の開発ではなく部分開発とかそういったことも含めた中でのやり方、そういった方策も考えていくことが必要ではないかと。これ一般質問の話になってくるような感じでちょっとあれなんです。いろいろ農場の関係とかもありますので、そういった考え方も今後必要になってくるというふうに思っております。

お話しのとおり、あそこだけがそういった部分について、スポット的に空白地帯になっている現状を我々も認識しておりまして、その中で合併浄化槽の町型ではなく単独の形で進めておるところでございますけれども、今後地域の方々とももっと深めた考えを持って、地域の方々の考えを聞く、また町としての方向性ももう少し具体的に示しながら、あの地域については考えていかなければいけないというふうに考えております。なかなかじゃあこうしましょうという形が出る状況ではないのですが、企業の進出等々のことも踏まえながら考えていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第21号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、議案第21号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから24年度の一般会計に入るわけではありますが、少し早いのでありますが休憩したいと思います。

再開は午後1時といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23「議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算」

日程第24「議案第23号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第25「議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

- 日程第26「議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算」
日程第27「議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算」
日程第28「議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算」
日程第29「議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算」
日程第30「議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第31「議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第32「議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第33「議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第34「議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第23、議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算から日程第34、議案第33号平成24年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、平成24年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いいたしたいと思えます。あわせて、財政課でお配りをさせていただいてございます資料3種類につきましてもご準備方をお願いしたいと思います。

議案書の1ページになります。

議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ86億1,300万円と定めるものでございます。

第2条におきましては、債務負担行為を定めてございまして、第2条に履行期間、限度額を記載いたしてございます。

第3条につきましては地方債で、平成24年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。

第4条は一時借入金でございまして、最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用を定めるものでございまして、

通常は項間の流用は禁じられているところでございますけれども、人件費に限りましては項間の流用を認めるという規定でございます。

それでは、8ページをお願いしたいと思います。

8ページにつきましては、平成24年度に起こすことができます債務負担行為を定めているものでございます。

一つ目といたしまして、電算関係の情報系サーバー等更新事業です。

二つ目につきましては、学校給食等におけます業務委託でございます。

三つ目は、中小企業振興資金の損失補償について定めたものでございます。

続きまして、9ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、平成24年度に起こすことができます地方債の内訳でございますけれども、災害援護資金としての貸付金といたしまして2,050万円、国営公園整備事業負担金につきましては、みちのく杜の湖畔公園の整備費用の負担金に充当いたします30万円、それから消防施設整備事業債といたしまして1,800万円、公立学校施設整備事業債につきましては、宮床中学校体育館建設事業への充当の3,540万円、道路橋りょう補助災害復旧事業債といたしまして5,600万円、それから国の財政対策といたしまして臨時財政対策債の発行で一部を穴埋めするという事で4億4,510万円を見込んでございます。合計といたしまして5億7,530万円とするものでございます。

それでは、事項別のご説明に入るわけでございますけれども、その前に財政の概要といたしまして説明をさせていただきたく存じますので、地方交付税の推移、地方債償還計画表、基金現在高調書、目的別・節別集計というふうに4段書きの表紙になっているものをお開きいただきたいと思っております。

まず、1ページでございますけれども、こちらにつきましては地方交付税の推移ということで記載をいたしてございます。

一番左側に年度を記載し、それから基準財政需要額、収入額を記載いたしております。これは法律の定めによりまして、各地方公共団体、県と市町村がございまして、それぞれいろんな違いはあるわけでございますけれども、各年度におきます一般的な事務事業を実施した場合

の必要経費というのが算定されます。それが需要額というふうなことになるってございます。それに対しまして、おのこの自治体で収入される見込み額が算出されまして、それが収入額というふうになってございます。この差額分につきまして交付税で補てんするというのがこの制度の概要でございます。こういった内容で平成16年度から23年度まで記載をいたしてございますけれども、ただいまの差し引き分については普通交付税としての算出になっているものでございます。そのほか一般的に普遍的でない部分、例えば今回の地震災害に対応する費用とかそういった部分につきましては、特別交付税という措置がございまして、この二つを合わせまして交付税総額というふうになっているものでございます。

右側から4列目ございますけれども、H欄というような形のものとございますけれども、これが本町の交付税の総額となっているものでございます。今後震災に係ります起債措置部分につきましては、特別交付税で振りかえが国で決定されておまして、現在国、県、市町村で精査作業が実施中でございますので、この特別交付税につきましては大幅に伸びる見通しとなっているものでございます。

下の欄につきましては、これをグラフ化してあらわしたものでございます。

続きまして、2ページでございますけれども、地方債の償還計画表ということで、償還年度が一番左側なんでございますけれども、平成10年度分、それから15年から33年までというふうなことで記載をしたものでございます。平成24年度以降につきましては、見込み額というような形で毎年、24年度につきましては当初予算に見込みました5億7,530万円の発行を見込みまして、それから25年度以降につきましては3億5,000万円というふうな仮定の起債額を見込みましての償還計画を作成したものでございます。

24年度の欄をちょっとごらんいただきたいと思うんでございますけれども、前年度末の現在高におきましては77億6,667万4,000円の残高が発生いたしますというようなことを見込みまして、さらに新たに発行する起債につきましては5億7,530万円を発行しますというような形のものとございます。こういったものに係ります元金の償還につきましては、24年度中に

つきましては8億8,833万7,000円の償還が発生する。同じく利子分につきましては、1億2,557万5,000円発生するというようなものでございます。すみません。元金の償還につきましては6億8,800万というようなことでございます。償還総額につきましては8億1,391万2,000円というような形で、差し引き年度末の残高につきましては76億5,300万円というような形で見込んだものでございまして、今後これに係る利子分につきましては8億8,700万円ほど見込まれるというような形のものでございます。こういった形で年次推移をここに記載したものでございます。

下の表につきましては、こういったものを、折れ線グラフの部分につきましては残高をあらわしたものでございます。それから、棒グラフにつきましては、償還に係ります元金と利子分をそれぞれ分けて記載をしたものというような形で、こういった状況にありまして、順次その未償還元金につきましては減少していくというふうな形で見込んだものでございます。ただし、この割に元利償還につきましては減っていかないというふうな状況があるわけでございますけれども、これにつきましては震災対応の本年度発行の災害対策分の起債をこの中に含んでおりますので、こういった形でこの棒グラフがあらわれているというふうな形のものでございます。

続きまして、3ページと4ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちらにつきましては、町で保有いたしております基金の現在高でございます。

4ページにつきましては、主に特別会計の部分ですので、省略させていただきたいと思うんですが、3ページの一番上の部分が財政調整基金でございまして、こちらは各年度の支出に対しまして収入が不足するといった事態に備えまして基金を保有しているわけでございますけれども、平成23年度現在高見込み額につきましては、右から4行目でございますけれども9億6,095万円になってございます。当初は利子分の積み立て、それから取り崩し2億1,600万円を見込んでございまして、差し引き7億4,500万円ほどが24年度の末の見込みというような形であらわしたものでございます。

同じく6行目でございまして、こちらにつきましては住民生活に

ひかりをそそぐ基金というような形のものでございまして、23年度末におきましては1,068万7,000円でございます、積み立て、それから取り崩し額差し引きまして、24年度末については172万8,000円の残高でございます。

8行目でございますけれども、長寿社会対策基金でございますけれども、こちら23年度末見込み額では1億7,055万9,000円、積み立て4万4,000円、利子分を行いまして、それから当初で1,000万円を取り崩しいたしますので、24年度末につきましては1億6,060万3,000円というふうな形でございます。

同じく11行目でございますけれども、こちらにつきましては学校校舎建設基金でございます、23年度末におきましては3億201万5,000円というふうなことでございまして、積立利子分で12万1,000円、それから宮床中学校体育館のための取り崩しというような形で2億1,197万円というような形で、24年度末につきましては9,016万6,000円というような形の見込みのものでございます。

合計が一番最下段でございます、20億753万3,000円でございます、今年度の取り崩しは4億4,935万4,000円というような形で、24年度末現在高見込みにつきましては15億5,910万2,000円というような形のものでございます。ただし、これにつきましては、今年度の剰余金の決算の分の2分の1の積み立てがございますので、これよりも年度末についてはふえるというような想定があるところでございます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、こちらにつきましては24年度の一般会計の目的別の節別の集計というようなことでございまして、横の欄につきましては議会費から予備費までのそれぞれの目的の科目、それから縦の欄につきましては1節から29節予備費までの合計を記載したものでございまして、24年度の86億1,300万がどのような節に振り分けされているかというようなことをあらわした表でございます。

続きまして、資料の平成24年度予算に関する説明のうち委託料の内訳というようなものがございますけれども、こちらの方をごらんになっていただきたいと思っております。

これにつきましては、予算の事項別明細には細かく委託料の内訳は記載してございませんので、その調書を各費目ごとにそれぞれあらわしたもの

で、金額と項目をあらわしたものでございます。

それから、最後の資料となりますけれども、その他のものにつきまして、平成24年予算に関する説明書のうち担当課調書というふうなものがございます。これにつきましては、同じく事項別明細に何課が担当するというようなことがわかりませんので、こういったものをあらわしたものでございまして、このページ、8ページまでが歳入に関する担当課をあらわしたものでございまして、それから9ページ以降につきまして歳出に係る分の担当課をあらわしたものでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、恐れ入りますけれども、厚い方の事項別明細12ページからご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、町税でございますけれども、町税につきましては、当初段階での年間見込み額について計上をいたしたものでございます。町民税の個人の部分は3,600万円ほどの増加、それから法人の部分につきましても2,400万円ほどの増加といたしておるものでございます。固定資産税につきましては、現在の状況を勘案いたしまして、ほぼ前年並みと計上をいたしているものでございます。

13ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちらにつきましては、国有資産等所在市町村交付金でございますけれども、公共団体が所有しております行政執行に用いない部分につきまして固定資産税率と同率の1.4%で交付があるものでございまして、対象資産ごとにそれぞれ記載をさせていただいているものでございます。

続きまして、2款の地方譲与税から7款のゴルフ場利用税交付金までにつきましては、それぞれの国の動向等を勘案いたしまして策定をして計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、14ページでございますけれども、こちらの方につきましては町のたばこ税でございますけれども、税率改正があったことによりまして23年度も実績で伸びがございまして、本年度につきましても2,770万円の伸びを見込んだものでございます。

それから、1款6項1目の都市計画税につきましては、税率0.2%でございますけれども、固定資産税との関連からほぼ前年並みの予算としたも

のでございます。

それから、16ページでございますけれども、16ページの中段でございます。地方特例交付金につきましては、国の制度に改正があった場合の地方の負担をある程度カバーするというふうな制度でございまして、いろいろ不確定な要素はあるところでございますけれども、175万円の減額を見込みまして今回計上をさせていただきものでございます。

それから、11款の地方交付税でございますけれども、先ほど概略をご説明させていただいたところでございますけれども、普通交付税におきましては15億6,200万円、それから特別交付税におきまして2億円というような形で合計17億6,273万6,000円というような形での当初の見込みを立てさせていただいたものでございます。

12款交通安全対策特別交付金におきましては、前年同額の500万円といたしているところでございます。

続きまして、17ページでございますけれども、13款1項1目民生費分担金2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対しまし保護者負担分を見込んだものでございます。

2項1目民生費負担金1節老人措置費につきましては、特養施設への措置部分、2目保育所運営費につきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所、菜の花保育園、3施設の使用料保護者負担部分の計上となったものでございます。

14款1項使用料でございますけれども、町施設につきましては条例規定によります使用料を収入を記載しております。全体といたしまして18ページ中段ころにございますけれども、約40万ほどの増加を見ているものでございます。

14款2項手数料につきましては、各種手数料の収入見込み額について計上させていただいたものでございますけれども、19ページ上段の合計額でございまして4,433万8,000円となっているところでございます。

15款国庫支出金の1項1目1節保険基盤安定負担金につきましては、国保会計に繰り出しとして支出するもの、2節の障害者援護費負担金につきましては年々増加しておりまして、本年度も4%ほどの伸びとなっているところでございます。3節につきましては、子ども手当負担金でございま

すけれども、昨年の10月から支給額の変更となっているところでございますけれども、13.3%、5,600円の減と本年度予算はなっているところでございます。児童福祉費の負担金につきましては、菜の花保育園の運営費の国庫負担分となっているところでございます。

2項1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、東日本大震災復旧に要します国庫負担分2億2,400万円を計上いたしたものでございます。

15款2項国庫補助金につきましては、それぞれの事業展開に伴います補助金の計上を行っているところでございます。

19ページの最下段でございます。1目2節の子育て支援交付金につきましては、菜の花保育園の延長保育事業に要します費用としての補助金となっているところでございます。

20ページ中段でございますけれども、5目3節の中学校費補助金でございますけれども、こちらは公立学校施設整備費の3,939万5,000円につきましては、宮床中学校体育館建設分の補助金となっているところでございます。

15款3項委託金でございますけれども、おのこの国から委託に要するものとしての計上とさせていただいているところでございます。

21ページ、16款1項の県負担金でございますけれども、1節保険基盤安定負担金、2節障害者援護費負担金、3節子ども手当負担金、4節児童福祉費負担金につきましても、国と同様の内容で負担率の違いはありますけれども計上を行ったものでございます。

県補助金につきましては、制度的なものあるいは予算補助という形で計上いたしております。

22ページ中段でございますけれども、5目市町村振興補助金につきましては、メニュー化されました県補助金でございますけれども、本年度は本町といたしまして8事業に取り組むというような形で総額988万3,000円を見込んだところでございます。

6目緊急雇用創出事業補助金につきましては、震災対応というふうなことで本年度は5,558万7,000円というような形で3,100万円ほどの増加を見込み計上いたしたところでございます。

続きまして、23ページでございますけれども、16款3項県の委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしましたものでございまして、1目2節につきましては県民税取扱費で3,150万円を前年同様見込んだものでございます。

3目3節社会教育費委託金につきましては348万1,000円でございます、本年度より国費を伴います委託金といたしまして新たに見込んだものでございます。これにつきましては、協働教育プラットフォーム事業というような形のものとございます。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入につきましては、主に雇用促進住宅等の貸し付けの内容等で計上いたしているものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、ほとんどが基金に係ります利子の計上となっているものでございます。

24ページでございますけれども、17款2項1目1節の土地売払収入につきましては、当初科目設定のみでの計上となっております。

同じく18款の寄附金につきましても費目の科目設定というような形でございます。

19款特別会計繰入金につきましては、宮床財産区につきましては後ほどご説明を申し上げますけれども、駐車場整備事業の減と、それから宮床中学校体育館事業での増の相殺によりまして全体では644万4,000円ほどの減となっているところでございます。

25ページでございますけれども、19款2項基金繰入金でございますけれども、先ほどの表でご説明申し上げましたとおり、財政調整基金から2億1,600万円、住民生活に光をそそぐ基金から897万円、長寿社会対策基金から1,000万円、学校校舎建設基金から2億1,197万円それぞれ本年度事業執行のために計上をさせていただいたものでございます。

26ページ、繰越金でございますけれども、前年同様当初想定額といたしまして3,000万円を措置いたしましたものでございます。

21款1項延滞金、加算金及び過料につきましては、科目設定でございます。

2項町預金利子につきましては、歳計及び歳計外現金の利子収入となっております。

3項貸付金元利収入につきましては、1目は昨年度貸し付けを行いました災害援護資金の償還金を措置するものでございます。

2目商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金の預託金分を見込んだものでございます。

4項受託事業収入につきましては、洞堀川の除草、それから自転車競技場の管理受託の費用となっております。

続きまして、27ページでございますけれども、5項雑入の主なものにつきましては、1目2節給食費納付金1億492万9,000円を計上いたしております。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の0.5%という納付割合で見込んだものでございます。

3目雑入中、光ファイバーケーブル貸付料といたしまして、平成22年度、吉田、宮床の一部につきまして光ファイバーケーブルでの高速通信情報網の整備を行ったところでございますけれども、設備につきましてはN T Tへの貸し付け、維持管理につきましてはN T T負担となっておりますけれども、23年度に続きまして2年度目の収入を見込むものでございます。

町債につきましては、先ほどの議案でご説明申し上げましたとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

それでは、歳出についてご説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要します1年間分の費用を計上しておるものでございます。

1節の報酬につきましては議員18名の報酬、2節につきましては職員3名分の給料、それから3節につきましては職員手当でございますので、職員の各種手当と議員18名分の期末手当でございます。

4節につきましては、職員と議員の共済組合の負担金分でございます。

8節報償費につきましては、小中学校児童への議会だよりへの寄稿の謝礼ということでございます。

9節につきましては、会議等出席の費用弁償及び各常任委員会の研修等の旅費でございます。

10節交際費につきましては、議長交際費でございます、前年度同額を計上しております。

11節需用費につきましては、議員改選に伴います作業着等の更新並びに議会だよりの発行の印刷費等でございます。

12節の役務費につきましては、議員改選に伴います議席標柱の修正及び通信運搬費としての会議の通知等の切手代でございます。

13節委託料につきましては、会議録の作成委託料でございます。

14節につきましては、各常任委員会等の視察研修の際の高速道路の通行料でございます。

18節備品購入費でございますが、会議等の表示案内板の購入の費用でございます。

それから、19節でございますが、県及び宮黒町村議長会、それから全国市議会議長会、基地協議会等への負担金及び政務調査費でございます。

続きまして、30ページ、お願いをいたします。

総務管理費1目一般管理費でございます。一般管理費につきましては、人事管理、職員構成、公用自動車の運行費用、職員研修、それから黒川行政事務組合への負担金、連絡区に要する経費でございます。

1節の報酬でございますが、区長61名の報酬、それから産業医、特別給料審議会等の委員への報酬でございます。

2節の給料につきましては、一般職員分32名分、これは総務まちづくり課、財政課、環境生活課分でございますが、この分と特別職2名分の給料でございます。

3節の職員手当等につきましては、一般職及び特別職に係る扶養手当等各種手当の費用でございます。

続きまして、31ページ、お願いいたします。

4節の共済費につきましては、一般職、特別職の共済の負担金の分

ございます。

8節の報償費でございますが、これは行政に係るいろいろなトラブルの相談を顧問弁護士の方に相談をできるようにということで、顧問弁護士の相談料、それから退職職員に対する記念品代等でございます。

それから、9節旅費につきましては、各種会議の出席、それから陳情等の費用弁償、職員研修に係る特別旅費等でございます。

10節の交際費につきましては町長交際費でございますして、前年度同額を計上してございます。

11節につきましては、一般管理に係ります消耗品代、それから事務用の図書の追録代、それから来客用のお茶代等でございます。

12節の役務費でございますが、総務で管理しております携帯電話の通信料、それから職員のボランティアを行っているときのボランティアの保険代、それから公用自動車の損害保険料でございます。

13節でございます。業務委託料でございますが、これは職員の健康診断、それから職員研修に係ります講師の派遣の委託料でございます。

14節につきましては、有料道路の通行料、それから現行法規の追録代等でございます。

18節備品でございますが、これは町長車を更新しようということで町長車購入に要する費用でございます。

それから、19節の負担金等でございますが、それぞれ掲載しております負担金でございますして、宮黒町村会、それから県の労働保険事務組合連合会等々の負担金でございます。それから、補助金につきましては、区長会への補助金でございます。

23節につきましては、権限移譲事務交付金の平成23年度実績によります返還金でございます。

27節公課費につきましては、町長車購入に係ります重量税でございます。

続きまして、2目文書広報費でございますして、広報広聴、文書管理、情報公開に係る費用でございます。

1節については、情報公開審査会、それから個人情報保護審査会委員の5名分の報酬でございます。

8節の報償費でございますが、これは広報モニターへの謝礼といたしまして図書カードを送っております。その費用でございます。

9節につきましては、情報公開審査会出席の費用弁償と、それから広報セミナーを開催されたときに職員が出席するときの費用でございます。

11節につきましては、広報編集用の一般事務費、それから広報たいわの印刷代、コピー代等でございます。

それから、12節でございますが、12節につきましては郵便料金、それから宅配便等でございます。それから、本庁で使用しておりますファクスの電話料金、それからインターネットの利用料、そしてシンボルタワーの火災保険料等でございます。

13節につきましては例規集のシステムサーバーの保守点検料、14節につきましては庁内にごございます2台の印刷機のリース料と、それから例規システムのリース料、ファクスのリース料等でございます。

33ページをお願いいたします。

18節備品購入費でございますが、印刷用の紙折り機の更新を図るものでございます。

19節につきましては、日本広報協会等への負担金、それからふるさとCM制作チーム、これの補助金でございます。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

3目財政管理費でございます。こちらは、財政事務に要する経費の計上となっております。

8節報償費につきましては、入札監視委員会、5名で2回の開催予定でございます。

11節需用費につきましては、図書代、コピー等の消耗品、それから予算・決算時の成果書の印刷経費を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、記載のとおりでございます。

25節の積立金につきましては、おのこの所有いたしております基金の
利子の積み立てにつきまして、自治法241条の規定により計上いたしたも
のでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長 （八島時彦君）

続きまして、4目会計管理費でございます。会計事務に要する経費で
ございます。

11節需用費の主なものとしては、消耗品としましてコピー料金、伝票
用紙の購入に要する費用など、印刷製本費としまして、決算書、請求書
用紙、名入り封筒などの作成に要する費用でございます。

次に、12節役務費につきましては、通信運搬費としまして電話料金、
手数料といたしまして公金口座取扱手数料、電気料、電話料などの公金
料金の口座引き落としに係る手数料などを計上してございます。以上で
ございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、5目財産管理、うち環境生活課所管分につきましてご説
明を申し上げます。

吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター及び鶴巣防災
センターの施設維持管理に要する経費について計上してございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。

主なものでございますが、7節賃金につきましては、吉田コミュニテ
ィセンターの事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でござい
ます。

11節需用費は、3施設の光熱水費のほか、施設の小破修繕料等を計上

いたしております。

12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、吉岡コミュニティセンターの窓口業務、鶴巣防災センターの除草業務及び防火設備等の保守点検などの施設管理業務委託料でございます。

14節はテレビの聴取料等でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、恐れ入ります。再度33ページにお戻りお願いしたいと思います。

財政課部分につきましては、右側の最下段の下から三つでございます。公用車の管理、それから普通財産の管理費、庁舎の管理費の計上でございます。

34ページをお願いしたいと思います。

11節需用費につきましては、公用車並びに庁舎関係の消耗品、燃料費につきましては、公用車14台分の燃料費でございます。光熱水費につきましては、庁舎の電気料並びに上水道料の計上でございます。修繕料につきましては、公用車、庁舎の修繕料を計上いたしております。

12節役務費の通信運搬費につきましては役場全体の電話料、手数料につきましてはタイヤ交換費用ほかを計上いたしております。火災保険料につきましては、庁舎等の火災保険料、自動車損害保険料につきましては、公用車、共用車分の自賠責、それから任意保険の計上となっております。

13節委託料の部分につきましては、マイクロバスの運転業務につきましてシルバー人材センターに委託をいたしておりますけれども、そちらの部分、それから児童館跡地、大平児童館と報恩寺児童館の跡地の管理業務につきまして地域にお願いをいたしておりますので、その部分。そ

れから、庁舎関係各施設の管理委託、町有地の刈り払い、それから役場敷地内の植栽剪定等についての経費として計上をさせていただいたものでございます。

14節土地使用料につきましては、旧庁舎近くにごございます第2駐車場、それからNTT施設の借上料部分について計上いたしてございます。車借上料につきましては、町全体で保有しております公用車が相当の台数になってございますけれども、大分年限がたってきておりますので、12年、12万キロ走行の車両が大分多くなってきておりますので、そういったものにつきましてリース対応で順次対応しているところでございますけれども、平成24年度分につきましては3台分を見込んで計上をさせていただいたところでございます。テレビ聴取料につきましては、役場庁舎内にあります15台分の聴取料となっているところでございます。

18節備品購入費につきましては、庁舎備品となっております。

19節負担金につきましては、記載3団体への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用といたしましての用地取得分の際、それからリサーチパークの代替地の取得の際の費用についておのおの定められた内容での元金の繰り入れ部分を措置したものでございます。あわせまして、利子部分につきましても協定の利率により残金に乗じまして算出した経費となっております。

27節公課費につきましては、本年度車検となります4台分の計上を行ったものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

それでは、引き続きまして6目企画費の説明をさせていただきます。

企画費のうち総務まちづくり課所管分でございます。総合計画実施計画の進行管理、広域行政、産振計画、国土利用計画、テレビ電波障害改善対策、それから光ファイバー網の保守、防衛施設周辺整備事業対策、それから地域活性化事業等でございます。

11節につきましては、各事業のコピー代、会議のお茶代等でございます。

12節でございます。35ページをお願いいたします。

12節の手数料のうち、防衛の会検の際にテーブルクロスを使用することで、これのクリーニング代と、それからテレビ共同受信施設の火災保険料でございます。

13節につきましては、NTTと契約しております光ファイバー網の保守契約の委託料でございます。

14節につきましては、光ファイバー網のNTT柱、それから電力柱の借上料と、それからケーブルを県道の八志田橋に添架をしておりますのが、その際に使用しておりますNTTの管路、マンホールの使用料でございます。

15節でございますが、テレビ共同受信施設で電柱移設等があった場合について町で対応するという決めになっておりますので、それに対する移設工事費用でございます。

19節でございますが、財団法人東北地域活性化研究センターほか各種協議会等の負担金でございます。このうち上から4段目、黒川行政推進協議会負担金でございますが、これまで昨年まで計上されておらなかったんですが、これまで繰越財源で賄っておりましたが、財源を使い切るということから本年度に新たに負担金をお願いすることになりましたので、その計上でございます。それから、補助金でございますが、補助金につきましては、まちづくり活動を推進しております団体に対するの補助、それからまちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、まほろばまちづくり協議会、まちづくり遊楽塾、それぞれ支出するものでございまして、補助金の額につきましては庁内補助金適正化会議でそれぞれの内容について精査をいただきまして、その結果、ふるさと産品開発協議会につきましては前年度5万円の減、それからまほろばまちづくり協議会については20万円の減、遊楽塾については15万円の減額としたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、恐れ入ります。また、34ページの方にお戻りいただきまして、6目企画費のうち環境生活所管分につきましては、町民バス4台に係ります運行事業に要します経費でございます。主なものでございますが、11節需用費は消耗品としまして町民バスの夏用、冬用タイヤ等の購入代、バス車検時等の車検の際の修繕料を計上いたしてございます。

次の35ページをお開きいただきます。

13節委託料につきましては、町民バス運行业務委託料の本年度分を計上いたしてございます。

14節車の借上料につきましては、バス車検時等の車の代車分でございます。

27節公課費につきましては、町民バスの車検時における自動車重量税でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、36ページをお願いいたします。

7目電子計算費でございます。住民記録、税情報、人事給与システム等一連のデータの管理と電子計算機装置の維持管理を行うに要する費用でございます。

11節につきましては、プリンターのインク代、トナー代、それからデータ移行の際の使用しますOAのディスクの購入等の消耗品代でございます。それから、修繕料につきましては、庁内ネットワーク、システム改修のときに使用します修繕料ということで計上しております。

12節につきましては、インターネット接続料ほか各学校等への外部への光通信網の回線の使用料、プロバイダー等の料金でございます。

13節でございますが、投票人名簿システム、施設予約システム、基幹

システム等各システムの保守点検委託料でございます。

14節につきましては、文書管理、情報共有、情報保護システムサーバー、財務会計システム、人事給与システム、基幹サーバー等各システムの機械の借上料でございます。

19節でございますが、県高度情報化推進協議会に対する負担金、それから県市町村の電子システムの共同利用の負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）
8目出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費を計上しております。

9節旅費は、事務連絡の旅費でございます。

11節に関しましては、出張所に係る消耗品等でございます。

12節役務費は、本庁との窓口証明書のためのファクス回線使用料でございます。

13節は、レジスターの点検料でございます。

14節は、テレビ受信料となっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

9目交通対策費でございます。交通安全の啓発、交通安全指導隊の運営、交通安全推進協議会の運営、チャイルドシート等の購入に要する費用でございます。

1節につきましては交通安全指導隊の報酬、9節につきましては交通安全指導隊出動に対しての費用弁償でございます。

11節でございますが、新入学児童に対する黄色い帽子の購入のほか、春、秋の交通安全週間に啓発用のリーフレット、ティッシュ購入代等で

ございます。それから、印刷につきましては、啓発用のチラシの印刷代、それから交通安全広報車2台のガソリン代、交通安全推進会議の際のお茶代等でございます。

12節につきましては、指導隊員の制服のクリーニング代、交通安全広報車自動車損害賠償保険、指導隊員の災害保険料でございます。

19節でございますが、交通安全推進連絡協議会の負担金でございます。続きまして、37ページをお願いいたします。

10目無線放送施設管理費でございますが、防災たいわ広報の放送施設の維持管理費ほか三峯地区等の3地区の防災無線の移設工事に対する費用でございます。

11節は、無線子局の電気料、小破修繕料でございます。

12節につきましては、黒川消防本部と遠隔制御のための端末の専用回線の使用料でございます。

13節委託料でございますが、子局のバッテリー交換ということで順次交換をしてございますが、24年度は29局分の交換業務の委託料、それから無線放送の施設の保守点検委託料でございます。

15節でございますが、防災行政無線の空白地域となっておりました三峯、杜の丘、吉岡南、松坂平地区に升沢嘉太神から現在使われておりません子局を移設しようとするための工事費でございます。

19節につきましては、防災無線の電波の使用料でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、11目女性行政推進事業費の主なものについてご説明申し上げます。

1節報酬は、男女共同参画推進審議会委員10名の報酬になります。

8節報償費は、男女共同参画の研修及び消費生活講座の講師謝礼分でございます。

9節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償、11節需用費は事務

消耗品及び啓発用パンフレット等の印刷製本代でございます。

次に、12目の消費者行政推進事業費につきましてご説明申し上げます。

消費生活相談員に係る部分での経費でございます。

7節賃金につきましては、消費生活相談員の相談実施時に係ります賃金ということでございます。

8節報償費は、消費生活講座開催時の講師謝礼金分です。

9節旅費につきましては、消費生活相談員の研修会参加時のバス代等分でございます。

11節需用費は、消費生活の啓発用品及び啓発時のリーフレット印刷代となっております。

14節使用料及び賃借料につきましては、消費生活講座移動研修時のバス借上代となっております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

13節諸費でございますけれども、一番上の財産区地域振興費につきまして財政課所管の分でございますのでご説明をさせていただきたいと思っております。

38ページをお願いしたいと思います。

14節使用料及び借上料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上料40万1,000円となっております。

19節負担金及び補助金につきましては、補助金の2段目でございますけれども、セツ森観光協会の100万円から39ページの三ヶ内コミュニティセンター改修費までにつきましてが宮床、吉田、落合、各財産区からの繰り入れを受けまして地域振興に要する経費といたしまして予定しているものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

13目諸費のうち総務まちづくり課に係る所管の分についてご説明いたします。

一般管理費、自衛官募集事務費、防犯対策費、表彰費についてでございます。

1節でございますが、報酬でございますが、町の表彰式に係る表彰審査委員会委員の6名分の報酬でございます。

8節につきましては、功労表彰並びに善行表彰者への記念品代及び感謝の言葉の際の記念品代でございます。

9節の費用弁償につきましては、表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節消耗品のうち防犯対策費の蛍光反射マグネットシート代、それから表彰式用の額縁代、それから印刷製本費につきましては、表彰式の次第の印刷代でございます。

12節の通信運搬費につきましては表彰式の案内用の往復のはがき代、それから手数料につきましてはテーブルクロスクリーニング代、保険料につきましては全国町村総合賠償保険の保険料でございます。

13節でございますが、表彰式の会場設営委託料でございます。

19節のうち補助金といたしまして町の防犯協会への補助、それから39ページになりますが交付金といたしましてベルサンピアみやぎ泉の方に町の奨励しております体育館あるいはスケート場、それに係る固定資産税分の金額に見合う分を助成をしようとするもので、昨年に引き続きまして本年度も交付金として助成をするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

恐れ入ります。37ページの方にお戻りいただきまして、13諸費、うち環境生活課所管分につきましてご説明申し上げます。この中では人権擁

護委員関係の経費を含んでございます。

8節報償費は人権の方のポスターコンクール参加への参加賞代、11節需用費につきましては人権啓発時のリーフレット等の印刷代、さらには署名運動時の啓発用ティッシュ代、購入となっております。

12節役務費につきましては切手代、19節負担金補助及び交付金につきましては仙台人権擁護委員協議会並びに黒川地区犯罪者予防更正協会の負担金を計上いたしてございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

引き続き、13目諸費のうち防犯対策費の中に都市建設課所管でございます防犯灯の維持管理に関する経費について計上いたしてございます。

38ページの11節需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯2,033基ございますが、これの電気料及び修繕料でございます。

15節の工事請負費につきましては、宮城環境交付金事業によりまして防犯灯の更新事業を来年度も実施するものでございまして、既存の水銀灯防犯灯を長寿命省エネタイプのLED防犯灯に切りかえるものでございまして、約116基の切りかえを予定しているものでございます。その他防犯灯の新設分として6灯分を予定しておりますが、これもLED防犯灯を設置したいというふうに予定しているところでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

同じく13目の諸費でございます。町民課としまして、諸費には自衛官募集事務費5万8,000円を計上してあります。

9節の旅費でございます。1万3,000円です。これが自衛隊父兄会の研

修会の際の旅費でございます。

あと、11節消耗品の34万円の中に1万5,000円の消耗品代、需用費が計上してございます。

あと、39ページになります。自衛隊父兄会への補助金としまして3万円の計上をしてございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

それでは、次に2款2項の徴税费についてご説明いたします。

1目の税務総務費につきましては、税務事務の電算処理システムの維持管理経費及び各種税務事務一般に要する経費を計上してございます。

主なものについてご説明いたします。

1節の報酬及び9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員3名分の報酬と費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、参考図書代、追録代、コピー代、事務消耗品代のほか、納税通知書用の封筒代の印刷代でございます。

13節委託料につきましては、確定申告支援システム、町県民税、固定資産税、軽自動車税等の課税システム、町税収納システム、税務証明システム等の年間保守業務委託に係る経費を計上しております。なお、委託料の内訳につきましては、別添資料の委託料の内訳1ページから2ページにかけて記載しておりますので、ご参照願います。

40ページでございますが、19節負担金補助及び交付金でございますが、負担金は仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金、補助金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会と仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴收費であります。住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上しております。

4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払い報告書等の整理、

申告相談関係の臨時事務補助員及び収納に係る事務嘱託員の賃金と社会保険料でございます。

8節報償費につきましては、納税貯蓄組合、現在76組合ございますが、納税貯蓄組合に対する完納報償金の見込み額を計上しております。

11節需用費につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係る督促、催告状の印刷代並びに徴収用自動車の燃料代等に要する経費でございます。

12節役務費につきましては、還付通知用のはがき代、口座振替手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料等に要する経費でございます。

13節委託料につきましては、法人町民税システム、家屋評価システムの保守業務、土地分筆、合筆等の移動修正業務、不動産鑑定業務委託等に係る業務委託料を計上しております。

14節使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システムのリース料、公的年金からの特別徴収に係るシステム借上料並びに地方税電子申告支援サービス利用料等を計上しております。

18節備品購入費でございますが、これは町外に住んでおります方の滞納整理の際に要しますコンパクトなカーナビゲーションシステム、これを購入しようとする経費でございます。

41ページに入りますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会等に対する負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税等税額の修正、更正に係ります過年度還付金及び還付加算金を計上しておるものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

41ページ、2款3項1目住民基本台帳費でございます。住民基本台帳費は、町民課窓口での各種諸証明、手続等に要する経費でございます。

主なものとしましては、11節需用費は各種証明申請書、コピー代等でございます。

12節は、電話料、ファクス回線使用料、はがき代等でございます。

13節委託料は、戸籍総合システム保守点検料でございます。

14節は、戸籍住基ネットの機械借上料でございます。

19節は、宮城県戸籍住基事務協議会と外国人登録事務協議会への負担金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、42ページをお願いをいたします。

4目選挙管理委員会費でございます。

選挙人名簿定時登録に伴う委員会、農業委員会選挙人名簿登録に伴う委員会、それから委員初期研修に要する費用等でございます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員4名の報酬並びに費用弁償でございます。

11節につきましては、参考図書購入代と定時登録に要します名簿の印刷代等でございます。

2目選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進協議会主催の各種研修会への参加、ポスターコンクールの実施等に要する経費でございます。

8節につきましては、明るい選挙啓発ポスターコンクールの参加記念品代でございます。

9節旅費でございますが、研修会等への参加の費用弁償でございます。
14節につきましては、明るい選挙推進大会のときの駐車代ということでございます。

3目大和町土地改良総代選挙執行費でございますが、平成24年10月18日に任期満了を迎えますことから、総代選挙執行に要する費用でございます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員の報酬のほか、選挙立会人、投票管理者、投票立会人の報酬並びに費用弁償でございます。

11節につきましては、当選証書の用紙代並びにケース代、入場券の印刷代等でございます。

12節は、入場券郵送料、選挙長選任通知等の郵便料でございます。

43ページをお願いいたします。

2款5項1目統計調査費でございます。統計調査員の確保、研修及び平成24年度に行われます工業統計調査、就業構造基本調査、住宅土地統計調査に要する費用でございます。

1節及び9節につきましては、統計調査員11名の報酬並びに費用弁償でございます。

3節につきましては、工業統計調査説明会、審査事務、それから就業構造基本調査の説明会、審査事務等に係ります職員の時間外手当でございます。

8節報償費でございますが、就業構造基本調査記入者への謝礼の記念品代でございます。

11節消耗品でございますが、一般事務用品及び統計調査の説明会の際のお茶代等でございます。

12節役務費につきましては、統計調査への事務連絡の郵便代でございます。

19節につきましては、県統計調査会への負担金、町統計調査協議会への補助金でございます。

続きまして、2款6項1目監査委員費でございます。

監査委員費につきましては、監査委員2名、それから事務局の職員1名によります年間の監査に要する費用を計上しております。監査につき

ましては、例月出納検査、随時監査、定期監査、決算審査、それから財政援助団体等への監査を予定しておりますので、それらに要する年間の費用を計上いたしております。

1節につきましては監査委員の報酬、2節につきましては事務局職員の給料、3節につきましては職員の各種手当と監査委員の期末手当、4節につきましては職員、監査委員の共済組合への負担金、9節につきましては監査委員の費用弁償と研修等の旅費でございます。

11節については、監査に要する事務消耗品代等でございます。

12節につきましては、監査委員への事務連絡の郵便料でございます。

19節につきましては、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、3款民生費1項1目社会福祉総務費でございますけれども、社会福祉協議会、国民健康保険特別会計、民生委員会等に係ります事務事業費に要するものでございます。

1節につきましては、民生委員推薦委員会の委員の報酬でございます。

7節につきましては、セラピー広場管理作業賃金、平成23年度から行っております虐待生活相談員さんの嘱託員の賃金でございます。

8節につきましては、民生委員推薦準備会委員の謝礼でございます。

9節につきましては、民生委員推薦会委員の費用弁償と研修会の旅費でございます。

11節につきましては、事務用品、公用車等に係る燃料代等でございます。

次のページ、お願いします。

12節につきましては、ファクス、電話料、公用車の保険料等でございます。

13節につきましては、建物調査、たんぽぽの建築基準法に基づきます

3年に1回の調査に要する委託料でございます。

19節は、社会福祉協議会運営、ボランティアセンター運営に対する社会福祉協議会への補助と、民生委員協議会並びに遺族会への運営補助でございます。

20節は、火災等の災害及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。

25節は、長寿社会対策基金への積み立てでございます。

27節は、公用車の自動車重量税です。

28節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。職員人件費、国保税軽減、出産育児一時金等の町法定負担分でございます。

45ページでございます。

2目老人福祉費につきましては、介護保険特別会計、となりぐみ生き生きサロン、シルバー人材センターへの支援、在宅老人対策、敬老会事業、老人保護措置費などに要する費用でございます。

8節につきましては、敬老会のアトラクション、新規敬老者等への記念品に係る経費でございます。

11節は、敬老会の開催に伴うものでございます。

12節は、介護給付費審査支払い手数料などでございます。

13節は、シルバー人材センターで高齢者就業機会創出事業としまして、就業先開拓や広報活動を行うもの、さらには寝具洗濯乾燥消毒サービスなどの高齢者生活支援事業に要する委託でございます。

次のページ、19節の負担金のうち宮城県シルバー人材センター連合会への自治体負担金及び黒川地域行政事務組合は、老人ホーム入所判定委員会経費としまして低所得利用者負担対策事業費は、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人が実施する利用者負担軽減事業に対する公費の負担部分でございます。補助金につきましては、地域福祉活性化事業としまして、生き生きサロン、52地区を予定しております。さらには、シルバー人材センターへの活動支援、大和町老人クラブ、老人クラブ連合会へ助成するものでございます。

20節につきましては、80歳以上の方々への敬老祝い金、さらには100歳

の方に対する3名分に対する敬老祝い金、さらには介護用品購入助成、養護老人ホーム措置費で6人分に係る費用を措置しております。

23節につきましては、科目設定でございます。

28節につきましては、介護保険特別会計への町の法定の負担分としましての職員人件費等を繰り出すものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

3目でございます。3目国民年金費は、国からの委託事務でございます。国民年金事務に要する経費を計上してございます。

11節は、関係法令追録代、消耗品等であります。

12節は、切手代等通信費でございます。

19節は、国民年金協会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、4目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児への給付や生活支援に係るものでございます。

7節につきましては、精神相談に係る保健師分、障害程度区分認定調査に要する看護師に係る賃金等でございます。

8節につきましては、身体障害者、知的障害者相談員への謝礼及び心の健康づくり研修会等の講師謝礼等でございます。

11節につきましては、事務用品等、印刷代等でございます。

次のページ、お願いします。

12節の主なものとしましては、主治医の意見書作成の手数料、国保連合会への介護給付費請求審査支払い手数料でございます。

13節につきましては、相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業と地域活動支援センターへの運営事務業務委託料でございます。

14節につきましては、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節につきましては負担金で、黒川地域行政事務組合は障害者自立支援審査会の負担、知的障害児通園施設利用につきましては、大崎市の大崎広域ほなみ園利用者負担でございます。補助金としましては、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会への運営費補助でございます。自動車運転免許取得等助成事業につきましては、障害者の方が車を改造する場合や自動車免許を取得する場合に係るものに対する助成でございます。

20節につきましては、障害児への日常生活の用具、更生医療、補装具、更生訓練等に必要な給付を行う扶助費でございます。障害福祉サービス費につきましては、居宅介護やショートステイ使用料継続支援、グループホーム施設入所、通所及び放課後デイサービス等各種障害福祉サービスの利用に係る扶助費でございます。

続きまして、5目ひだりまの丘管理費につきましては、保健福祉センターの管理運営に係る経費でございます。

11節につきましては、センターの維持管理に要する燃料費、光熱水費及び小破修繕費用でございます。

12節につきましては、電話料、浴場の水質検査料、火災保険料でございます。

次のページ、13節につきましては、福祉公園の除草剤散布などの管理、総合窓口案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検などの施設管理業務委託料でございます。

14節は、テレビの受信料でございます。

19節の負担金につきましては、各協議会等に係る負担金でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

6 目後期高齢者福祉総務費でございます。

19 節は、宮城県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費負担金と医療給付費負担金でございます。

28 節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

3 款 2 項 1 目の児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療助成費、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、次世代育成支援対策費、子ども手当事務費の経費に係るものでございます。

7 節でございます。賃金は、児童遊園の除草等の作業賃金と心障医療事務費補助の賃金でございます。

8 節報償費は、虐待防止研修会の講師謝礼及び虐待防止連絡協議会委員報償費、ことばの教室講師謝金並びに次世代育成支援対策地域協議会委員の補償金、こんにちは赤ちゃん事業の研修会講師謝礼でございます。

9 節につきましては、虐待防止連絡協議会委員の費用弁償でございます。

11 節は、追録代、印刷製本代、水道光熱費、小破修理代等でございます。

12 節は、郵便代等通信費、手数料は水道開栓手数料でございます。

13 節は、乳幼児医療費の審査及び支払い事務、子育て事務の委託料であります。

19 節は、青少年のための県民会議への負担金及び補助金につきましては子育て支援サークルサポート事業費と健やかな子どもをはぐくむ町民会議への補助金でございます。

20 節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費としての助成であります。なお、あんしん子育て医療費の資料としまして、町の主な施策の概要に 1 ページに事業名と事業の概要、目的、期待される効果等が載っておりますのでごらんいただきたいと思います。

49 ページになります。

49 ページの 2 目の児童措置費につきましては、子ども手当支給費、ゼロ歳から 15 歳までの約 3,500 人の 12 カ月分と新生児誕生記念祝詞に要する

経費でございます。

20節扶助費の4億9,740万5,000円が子ども手当の支給費でございます。

50ページになります。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療助成費に要する経費でございます。

19節補助金につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療費助成でございます。
以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、4目の保育所費でございます。

保育所費につきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所、管理運営と菜の花保育園の運営委託及び特別延長保育に係る経費でございます。

1節は、保育所の嘱託医、それから歯科医師の報酬でございます。

7節は、保育士、調理員、用務員の臨時職員に係る賃金でございます。

8節につきましては、入所、退所の児童に対する記念品、運動会の賞品等でございます。

次のページ、お願いします。

9節は、保育士の研修旅費でございます。

11節につきましては、教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費及び小破修繕費、給食の賄い材料費等でございます。

12節につきましては、電話料、エアコン等のクリーニング、火災保険料等でございます。

13節につきましては、菜の花保育園の運営委託、大和町保育所及びもみじヶ丘保育所に係る保育士派遣業務と清掃業務、除草作業、消防設備点検及び警備業務の委託料でございます。

14節につきましては、印刷機の借り上げ、遠足の際のバスの借上料で
ございます。

19節につきましては、負担金につきましては各種協議会、研修会に係
る負担金でございます。補助金につきましては、低年齢児保育施設助成
事業としまして、一定の基準を満たす認可外保育施設に対しまして、4
歳児未満の児童を対象に運営経費の一部を補助するものでございます。
さらには、一時預かり事業としまして保育対策事業促進費、一時預かり
及び延長保育に係る運営費の一部を菜の花保育園に補助するものでござ
います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

5目児童館費です。児童館費につきましては、6児童館の管理運営に
要する経費と放課後対策としての児童クラブ等に要する経費について計
上いたしております。

52ページをお願いします。

1節の報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬
です。

7節につきましては、主なものといたしまして、宮床、もみじヶ丘児童
館の用務員、6児童館の嘱託児童更生員21名分及び児童学習支援員8名
の賃金であります。

8節につきましては各児童館の特別開館時における行事等の講師謝金、
9節につきましては児童館運営協議会委員の費用弁償等でございます。

11節の主なものといたしまして、消耗品につきましては児童館用の消
耗品、修繕料につきましては各児童館の小破修繕に要するものでありま
す。

12節の主なものといたしましては、通信運搬費として電話料、切手代、
保険料につきましては施設利用者を対象といたしました傷害保険と施設
賠償責任保険料であります。

13節委託料につきましては、清掃等業務、消防設備点検等の業務委託料です。

14節につきましては、遠足等の児童館行事にかかわります車借上代であります。

19節負担金につきましては県児童館連絡協議会ほか1団体への負担金、補助金につきましては児童館母親クラブ4クラブに対するものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、53ページでございます。

3項災害援助費1目復興支援費でございます。復興支援費につきましては、19節の補助金につきましては、震災によります住宅の復旧費としまして町内の金融機関より融資を受けられました10軒の皆様方への利子補給補助でございます。融資金利の2分の1、上限1%以内での貸し付けを実行しているものに対しての利子補給でございます。

21節の貸付金につきましては、国からの災害援護資金でございまして、それぞれの貸付枠、被災程度におきます貸付枠におきます予算措置を行うものでございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合に対する負担金、さらには水道事業への出資、繰り出し、合併処理浄化槽会計への事業費でございます。

1節につきましては、食育推進会議委員11人分の報酬でございます。

次のページでございます。

7節につきましては、乳幼児健康診査、子育て相談訪問指導に係る保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師に対する賃金でございます。

8節につきましては、保健推進員、母子保健推進員の報償費、健診時

の医師の謝礼、健康大和21推進並びに献血の際の記念品に係る費用で
ございます。

9節は、食育推進員の費用弁償、保健師の研修旅費でございます。

11節につきましては、消耗品につきましては健康づくり推進費の事務
用品代、図書購入のほか、健診時の消耗品、印刷製本費でございます。
さらには、子育て情報紙、母子健康手帳作成に係る費用でございます。

12節につきましては、クリーニング代、公用車の損害保険料、車2台
分でございます。

13節につきましては、休日在宅当番医制事業及び妊婦乳幼児健診に係
る委託料でございます。

14節につきましては、保健推進員及びふれあい教室での研修バスの借
上料でございます。

19節につきましては、負担金につきましては黒川地域行政事務組合へ
は病院事業と、さらには火葬場に係る費用負担、さらには黒川地区医療
対策委員会につきましては、昨年同様の負担金でございます。補助金に
つきましては、保健推進委員会、食生活改善推進委員会の助成と里帰り
妊婦健診等への助成でございます。

次のページ、お願いします。

55ページ、24節につきましては水道事業への出資金、27節は車の重量
税、28節につきましては戸別合併処理浄化槽特別会計と水道事業会計へ
の繰り出しでございます。

続きまして、2目予防費につきましては、感染症予防、予防接種、健
康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談等に要する費用でご
ざいます。

7節につきましては、予防接種、各種検診、健康相談時におきます保
健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の賃金でございます。

8節は、予防接種におきます医師への謝礼でございます。

11節の印刷製本につきましては、各種検診時の申込書、通知書の印刷
代、医薬材料費につきましてはインフルエンザ対策用品、ポリオワクチ
ン等の購入費用でございます。

12節につきましては、各種検診の受診の結果の通知の通信費用でござ

います。

13節の委託料につきましては、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の各個別予防接種、健康増進法に基づきます健診、各種がん検診などに係る委託料でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、次のページの56ページをごらんいただきたいと思っております。

3目環境衛生費につきましては、環境衛生総務費から狂犬病予防費までに要する経費を計上いたしてございます。

1節報酬につきましては、環境審議会委員8名の報酬でございます。

8節報償費につきましては、各地区の環境美化推進員62名への謝金でございます。また、犬のしつけ方教室の講師謝金ということになってございます。

9節旅費につきましては、環境美化推進員等の関係の旅費でございます。あと、職員関係の旅費というふうになってございます。

11節消耗品につきましては、防疫薬剤購入費のほか事務消耗品代でございます。印刷製本費は、ごみの分別、減量等の啓発用チラシ及び狂犬病予防集合注射周知用のはがきの印刷代、修繕料は消毒機械等の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、通信費、公用車、軽トラックの損害保険料になります。

13節委託料につきましては、不法投棄防止対策事業業務の委託、臨時粗大ごみの運搬収集及び不法投棄ごみの処理業務、不法投棄の監視パトロール及び撤去作業業務の委託料でございます。また、エコファクトリーの水質検査の委託と大気汚染の検査委託、これにつきましては地域の皆さんの安全安心を確保する検査というふうになってございます。環境マネジメントのEMSの推進業務委託につきましては、機密文書、ミックスペーパーのリサイクル処理業務の委託料でございます。そのほか河

川水質検査委託業務、狂犬病予防集合注射の業務委託等がございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、狂犬病予防注射等の会場の借上料というふうになってございます。

18節備品購入費につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費。背負い式、リヤカー式、各1台ということでございます。などが入ってございます。以上でございます。

次に、19節は次のページ、ごらんいただきたいと思えます。

19節の主なものとしましては、町の有害鳥獣の被害対策協議会負担金及び大和町の環境衛生組合連合会等への補助金でございます。

続きまして、2項清掃費1目廃棄物処理費につきましては、一般廃棄物処理費及び山田のごみ埋立場の維持管理に要する経費でございます。

主なものでございますが、1節報酬につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員への報酬分でございます。

8節報償費につきましては、資源回収団体に対します資源回収奨励金となっております。

9節旅費につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員9名の費用弁償、11節需用費の印刷製本につきましては、一般家庭用のごみ収集計画表、廃棄物搬入許可申請書等の印刷代でございます。

12節役務費はクリーンヤードコンテナ保管庫の火災保険料、13節委託料につきましては一般廃棄物収集運搬業務委託及び山田埋立場の除草作業の業務委託料でございます。

19節負担金につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場の経営費ということで、黒川地域行政事務組合への負担金分でございます。補助金につきましては、クリーンステーションの整備等の助成金及び生ごみ処理機等の購入に係ります助成金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

58ページ、5款農林水産業費でございます。

1項1目農業委員会費でございますが、農業委員会の開催、活動に要する経費及び後継者対策としての結婚相談活動等に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、1節は農業委員16名の報酬、8節は結婚アドバイザー等への謝礼、9節は農業委員の費用弁償や研修旅費等でございます。

11節の印刷製本費は、農業委員会だよりの発行に係るもの、12節の手数料は登記事項証明書等のオンライン交付手数料、13節は農地法等に基づく権利移動の許認可などのもとになります農家基本台帳システムの保守点検料に係るもの、14節は農業委員研修等の車借上料等でございます。

19節負担金につきましては、県農業会議のほか5団体への負担金。

次、59ページでございますが、補助金は認定農業者連絡会と町農業者年金加入者協議会への助成となっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、2目農業総務費につきましてご説明申し上げます。

この中では、農業総務費及び宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターの4施設の管理費に要する経費を計上いたしてございます。

主なものでございます。

7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の作業員、清掃員の賃金、11節需用費につきましては、各施設の燃料費と光熱水費のほか、修繕料としましては施設の小破修繕等に要します経費を計上してございます。

12節役務費につきましては、通信費あるいは施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務、清掃業務、巡視業務、落合ふるさとセンターの管理業務及び各施設の防火設備等の

保守点検業務の委託料及びふれあい農園の管理委託料分でございます。

次のページの19節になります。

19節は、社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

60ページ、3目の農業振興費でございます。

農業振興費につきましては、農業の振興、農地・水保全管理支払交付金事業、中山間の地域の振興を図る事業等に要する経費となっております。

主なものといたしましては、1節は農業振興地域整備促進協議会、18名分の報酬、9節につきましては認定農業者研修旅費等、19節負担金につきましては、農地・水保全管理支払交付金事業費ほか負担金3件、補助金につきましては、60ページ、それから次の61ページになりますけれども、黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への補助金及び中山間地域等直接支払交付金が主なものでございます。

61ページ、4目畜産業費でございますが、畜産事業の振興等に要する経費でございます。

主なものといたしましては、19節の町畜産振興協議会負担金のほか、補助金といたしまして町肉用牛素牛保留促進特別事業への助成及び繁殖牛子牛事故共助事業補助でございます。

5目農地費につきましては、農地に関する事業推進等に要する経費を計上いたしております。

主なものといたしましては、7節賃金につきましては、落合の直沢、それから宮床小野のもみじヶ丘ため池等周辺の除草に係る賃金でございます。

62ページでございますが、13節委託料は県営ため池整備事業、大角ため池に係る設計業務委託料、15節工事請負費は農道高山8号線横断溝の

設置工事に係るもの、16節は農道管理補修用砕石等の原材料費、19節負担金は吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合、それから八志田堰用水路改修事業、県営ため池等整備事業経済効果算定費ほかの負担金でございます。また、補助金といたしましては、大和町土地改良区排水機場の洪水調整に対します一部助成等でございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金に係るものでございます。

6目水田農業対策費につきましては、水田農業推進に係る費用でございまして、戸別所得補償制度の本格実施等に要する経費を計上いたしております。

主なものといたしまして、7節賃金は転作等の確認調査立ち会いの賃金、9節旅費は転作視察研修の旅費、11節の消耗品は補助対応のコピー代等、12節役務費の手数料は、これも補助対応水田台帳システムの保守料でございます。

63ページでございます。

14節は、先進地視察研修の車借上料等でございます。

19節の補助金、水田農業構造改革対策推進費は、水田農業ビジョン推進事業等補助でございます。それから、水田営農条件整備事業につきましては、転作用機械等の導入助成でございます。

次に、2項林業費1目林業振興費につきましては、林業の振興、森林の整備等に係る経費を計上いたしております。

7節賃金でございますが林道の補修賃金、13節委託料は森林管理巡視業務等の委託料でございます。

15節工事請負費は林道横断溝設置工事に係るもの、19節負担金として県林業振興協会等に係るもの、64ページでございますが、補助金は民有林育成対策推進事業や森林整備活動支援交付金等でございます。

6款商工費でございますが、1項1目商工総務費につきましては、商工関連部門におけます一般管理経費となっております。

2目商工振興費につきましては、商業、工業振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

9節旅費につきましては、東京、名古屋での企業立地セミナーや企業

訪問に係る職員の旅費、11節につきましては、企業等連絡懇話会の際の食糧費等でございます。

65ページでございます。

15節工事請負費につきましては、町道山下大沢線沿いにリサーチパーク進出企業の案内看板を設置する工事代でございます。

19節の負担金につきましては、町中小企業振興資金保証料のほか、仙台北部中核都市建設連絡協議会ほか2団体に係る負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会活動助成、それからくろかわ商工会割増商品券発行事業。この割増商品券発行事業につきましては、主要な施策の2ページの上の段に記載しておりますので、なおごらんをいただきたいというふうに思っております。それから、町中小企業振興資金等の利子補給、また企業立地奨励金、新エネルギー利用促進助成として定住化等を促進するために太陽光発電施設の支援事業を計上いたしましたものでございます。なお、この住宅用太陽光発電につきましても、主要な施策2ページの下段に記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいというふうに思っております。

それから、21節貸付金につきましては、町中小企業振興資金預託金に係るもの、22節の補償金につきましては、町中小企業振興資金損失保証料に係るものでございまして、預託金の10%を計上いたしております。

3目観光費につきましては、本町の一大イベントでありますまほろば夏まつり等への助成、観光施設の適正な維持管理を図るための経費など本町観光振興対策の推進に必要な経費でございます。

7節賃金でございますが、登山道、船形山、遊歩道、升沢、七ツ森、旗坂野営場の除草や旗坂野営場及び升沢避難小屋管理人に対する賃金でございます。

11節は、ふれあいの里バンガローに係る修繕料などでございます。

66ページでございます。

12節は旗坂キャンプ場の水質検査料及び各観光施設の火災保険料、13節委託料につきましては七ツ森陶芸体験館などの指定管理委託費及び公園管理委託に係るものでございます。

14節は山形県尾花沢市で開催されます花笠まつりと岩手県花巻市石鳥

谷夏まつりへの交流参加の際のバス借り上げに要する費用でございます。

19節の負担金につきましては、みやぎまるごとフェスティバルへの出展、南川ダム湖畔まつり実行委員会、伊達な旅キャンペーンなどへの負担金でございます。補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会及び島田飴まつり実行委員会、まほろばまつり実行委員会への助成でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、土木費についてご説明をさせていただきます。

1項1目土木総務費でございますが、用地対策事業事務及び各種協会等の負担金等に要するものでございます。

67ページをお開きをいただきたいと思っております。

11節需用費につきましては、法令の追録代、参考図書の購入代及び境界くい購入費、収入印紙代等でございます。

12節役務費は、登記事項証明の発行手数料及び携帯電話3台分の使用料でございます。

13節委託料につきましては、国土調査後訂正地積測量図作成等に要するものでございます。

14節の使用料につきましては、仙台法務局用務時の臨時駐車場使用料及び建築物価の著作権使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、道路協会ほか13団体への負担金となっております。

続きまして、68ページ、2項1目の道路維持費につきましては、道路維持修繕、側溝修繕、舗装修繕、街路樹の剪定や町道の除草、道路維持作業車の維持管理等、町道の維持管理及び街路灯、せせらぎ水路の管理費用に要するものでございます。

7節賃金につきましては、山間部町道除草の地区委託分としての除草分、それから街路樹の剪定作業、路肩補修に係る作業員の人夫賃でござ

います。

11節の消耗品費につきましては、土のう袋や除草剤等道路維持作業資材の購入に要するもののほか、グレーダー、ショベル、3.5トンダンプ等の公用車両の消耗品等でございます。燃料費につきましては、道路維持管理車両のガソリン代等でございます。光熱水費につきましては、街路灯及びせせらぎ水路に要する電気水道料でございます。修繕料につきましては、公用車両の車検、修理費及び街路灯の修繕費等でございます。

12節役務費につきましては、車検印紙代及び都市建設課所管車両の自動車損害保険料でございます。

委託料につきましては、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務等の委託のほか、シルバー人材センターへの堆積土砂の撤去作業業務委託に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料は、2トンダンプの借り上げに要するものでございます。

15節の工事請負費につきましては、町道中町下町線、新田線の舗装修繕及び台ヶ森線の側溝整備に要するものでございます。

16節の原材料費につきましては、砕石、アスファルト合材、側溝ふたなどの原材料の購入費でございます。

27節の公課費につきましては、3.5トンダンプの車両、自動車の重量税でございます。

続きまして、道路新設改良費でございますが、これにつきましては国土交通省の補助事業、防衛省の補助事業、単独事業に要するものでございます。

69ページをお開きをいただきます。

11節需用費のうち消耗品費につきましては、コピー代及び積算資料図書購入代、その他一般事務用品等でございます。印刷製本費につきましては、補助事業申請時の図面作成に要するものでございます。

12節役務費の手数料につきましては、柿の木線の不動産鑑定及び分筆登記に要するものでございます。

13節委託料につきましては、町道柿の木線の補償物件調査、三ヶ内大角線の用地測量業務に要するものでございます。

14節の土地借上料につきましては、升沢線ほか3線に係るものでございます。それから、機械借上料につきましては、土木積算システム機械借上料でございます。

15節の工事請負費でございますが、国土交通省補助事業では吉田落合線の道路改良及び天皇寺高田線交通ターミナル整備事業、防衛補助事業では宮床難波線、小鶴沢線の道路舗装改良工事、天皇寺地区の水路改修工事を予定するものでございます。

17節の土地購入費につきましては、町道柿の木線の用地買収に要するものでございます。

22節の物件移転補償費も町道柿の木線に係る支障物件補償費でございます。

3目の橋りょう維持費でございますが、13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑竹木の除去作業に要するものでございます。

4目交通安全施設整備事業の15節工事請負費につきましては、交通安全対策工事として区画線やガードレールの設置工事を予定するものでございます。

16節の原材料費につきましては、カーブミラーや標識等の購入を予定するものでございます。

3項1目河川費につきましては、吉田川ほか6河川の河川敷等の維持管理等に要するものでございまして、70ページの7節賃金につきましては、河川の支障木等の除去作業人夫賃金及び三峯防災調整池の除草作業人夫賃金でございます。

11節需用費につきましては、小西川右岸の樋門電気料、13節委託料につきましては、洞堀川除草作業業務の委託、それから西川の樵樋管操作管理に要するものでございます。

16節の原材料費につきましては、オイル吸着マットを購入するもの、19節の補助金につきましては、河川愛護会への補助をするものでございます。

次、4項1目の都市計画総務費でございますが、1節の報酬、9節の旅費につきましては、都市計画審議会を3回開催を予定するものでございます。

7節賃金につきましては、都市下水路の清掃に要するもの、11節需用費

につきましては、都市計画法令追録代及びカラープリンターのインク代等でございます。

19節の負担金につきましては、全国街路事業促進協議会ほか2団体への負担金でございます。

25節の積立金につきましては、都市整備基金積立金となっております。

2目の下水道費でございますが、18節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

3目の公園費でございますが、公園緑地、緑道の維持管理業務に要するものでございます。

7節賃金につきましては、吉岡東公園の除草清掃作業員の賃金でございます。

11節需用費の消耗品、修繕料につきましては、公園の遊具、ベンチ等の修繕に要するものであります。光熱水費につきましては、地区等に委託している南五福院公園ほか5公園の電気水道料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、公園水道の開栓に要するもの、それから火災保険料はトイレとかあずまやへの火災保険料になっております。

71ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料につきましては、東下蔵公園ほか指定管理分都市公園を大和町地域振興公社へ委託する分、それから随意契約として同じく大和町地域振興公社へ委託する分の公園緑地、緑道分としての分のものでございます。また、地元地区への委託するもみじヶ丘1号公園ほか4公園、1公共施設用地の管理委託分、これらの委託でございます。

それから、15節の工事請負費でございますが、吉岡南中央公園あずまやの修繕及び東下蔵公園の滑り台の撤去、設置、八谷館緑地の案内板と自転車小屋の更新等を予定いたすものでございます。

19節負担金につきましては、国営みちのく杜の湖畔公園建設費及び日本公園緑地協会への負担金でございます。

続きまして、5項1目の住宅管理費でございますが、木造住宅、アパート住宅の町営住宅の維持管理に要するものでございまして、7節賃金につきましては、解体跡地の除草作業の人夫賃でございます。

11節需用費につきましては、そのうちの修繕料につきましては、雨漏り

等の修繕あるいは結露による内装塗装、クロス修繕、排水詰まりの高圧洗浄、掲示板の修繕等に要するものでございます。

12節役務費につきましては、納入通知書や督促書の送付郵送料、それから給水施設の検査手数料、また火災保険料になっております。

13節の委託料でございますが、下町住宅、西原第一住宅周辺の樹木の剪定業務を委託するもの、それからアパートの受水槽の清掃委託及び消防設備点検委託等に要するものでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、下小路住宅の土地借上料、それから15節の工事請負費につきましては、木造住宅3棟、西原第二が1棟、山ノ神住宅が2棟、これらの解体工事及び蔵下住宅2号棟の集中検針盤の交換を予定するものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後3時17分 休憩

午後3時28分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

それでは、72ページ目、お願いいたします。

8款消防費でございます。

1項1目常備消防費につきましては、黒川行政事務組合への負担金でございます。

2目非常備消防費でございますが、消防団員の報酬、出勤費用の弁償、研修費、装備の整備費、火気演習等に係る経費でございます。

1節及び9節につきましては、団員565名分の報酬並びに火気演習等に

要します費用弁償でございます。

8節報償費につきましては、10年勤続団員に対する表彰に伴う記念品代でございます。

11節需用費でございますが、火気演習等の資材の購入費、新入団員のはっぴ代、活動服の購入代等でございます。食糧費につきましては、火気演習時の来賓の昼食代、それから招待訓練等の飲み物代等でございます。印刷製本費につきましては、火の用心のミニポスター、それから表彰状の印刷代等でございます。

14節でございますが、消防演習時の火災出動の際の個人で出しております軽トラック代の車の借上料でございます。

18節備品購入費でございますが、演習に使うラッパ代の購入費でございます。

19節負担金及び交付金等につきましては、負担金につきましては宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合への掛け金、それから同じく非常勤職員公務災害補償認定委員会への負担金等でございます。補助金につきましては、町内の婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

3目消防施設費でございます。

防火水槽費、防火水槽、消防ポンプ、現場活動機材等に要する費用の経費、それから小型動力ポンプ付積載車1台の購入に要する費用でございます。また、あわせまして、旧大和町役場跡地に建設を予定をしております上町、中町班の消防自動車車庫建築に要する費用でございます。

11節につきましては、小型動力ポンプの補修用の消耗品等の費用でございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。

役務費でございますが、小型積載車、自動車のポンプ車、それから指揮車等の車検等に要する費用でございます。それから、火災保険料につきましては、消防ポンプの火災保険料、自動車損害保険料につきましては、ポンプ積載車、指揮車等の自動車の損害賠償の保険料でございます。

13節の委託料でございますが、もみじヶ丘にございます町の防火水槽の巡視管理委託料でございます。

14節でございますが、消防自動車車庫の土地の借上料でございます。

15節でございますが、中町地区でございます防火水槽が宅地の奥にございまして進入口がなくて利用ができない状態になっておりますので、土地所有者の方から撤去を求められておりますので、撤去に要する費用と上町、中町班の消防自動車車庫の建築費用でございます。

18節につきましては、消防用のホース、背負い式消火水のう等の購入代でございます。

19節につきましては、消火栓403本の維持管理負担金並びに消防団の呼び出し用の無線従事者資格の講習会2名分の負担金でございます。

27節の公課費については、軽積載車、本部の指揮車等の自動車の重量税の費用でございます。

続きまして、4目水防費でございます。

水防協議会、それから砂子沢の水防倉庫の改修費用等の水防活動に要する費用でございます。

8節の報償費については、水防協議会への13名に対する謝礼でございます。

9節旅費につきましては、水防活動出動に対する費用弁償でございます。

11節の需用費でございますが、消耗品につきましては、水防倉庫備蓄用資材の購入代、食糧費につきましては水害時に団員が出動した場合の消防団員への食事代、光熱水費は水防倉庫の電気料でございます。

12節の役務費でございますが、これは役場に備えております災害有線電話の電話料でございます。

15節の工事請負費につきましては、砂金沢水防倉庫の改修工事の費用でございます。

16節原材料費でございますが、水防倉庫への土のう用の砂の購入代に要する費用でございます。

続きまして、5目災害対策費でございます。

防災行政無線のうち移動系の無線の保守管理、それから地域防災訓練、自主防災組織等、それから木造耐震診断の派遣事業、そういった事業に要する費用でございます。

1節の報酬については、防災会議の15名の委員の報酬でございます。

7節賃金でございますが、災害対応の臨時職員の補助でございます。

それから、8節の報償費につきましては、自主防災組織の研修会の際の講師の謝金でございます。

9節につきましては、防災会議委員の費用弁償でございます。

11節需用費でございますが、消耗品につきましては、自主防災組織の訓練時のアルファ化米等の非常用の食料の購入、それから救急工具等の購入代でございます。燃料費につきましては、地域防災訓練時の発電機の燃料代等でございます。それから、修繕料でございますが、防災行政無線のアンテナの修理代でございます。

12節の役務費でございますが、防災対策の衛星携帯電話の電話料でございます。それから、震度計の情報回線使用料、手数料につきましては、地域防災訓練使用時の消火器の詰めかえ手数料、火災保険料につきましては、もみじヶ丘出張所を防災倉庫として位置づけをしてございましたので、この建物の火災保険料でございます。

13節の委託料でございますが、防災無線をデジタル化に向けて実施設計を行うということで、24年度からスタートいたしますので、この設計に対する委託料でございます。及び、移動系の防災無線の保守点検料でございます。

18節の備品購入費につきましては、自主防災組織、5地区を一応予定をしてございまして、この5地区に対する発電装置貸し付けによります発電機の購入代でございます。

19節の負担金等でございますが、県の地域衛星通信ネットワーク市町村無線局の管理負担金、電波の利用負担金、講習会の受講の負担金等でございます。補助金につきましては、木造住宅耐震診断改修工事に対する助成金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

9 款教育費についてご説明申し上げます。

1 項 1 目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係る経費で、1 節及び 9 節につきましては、教育委員 4 名の報酬と費用弁償であります。

19 節負担金といたしまして、仙台管内教育委員会協議会ほか 1 団体に対するものでございます。

2 目事務局費につきましては、教育委員会事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談、私立幼稚園就園奨励事業等に係る費用で、学力向上支援に要する費用の計上でございます。

1 節につきましては、心身障害児就学指導審議会委員の報酬で、3 回の開催を予定しております。

75 ページをお願いいたします。

7 節の嘱託員につきましては、教育相談員 2 名を大和中、宮床中学校にそれぞれ配置するものであります。相談補助員につきましては、メンタルケア相談補助員といたしまして、被災地からの転校生がいる吉岡、鶴巣、小野の小学校 3 校と大和中に配置し、被災児童生徒の見守り等を行うものであります。

8 節の報償費につきましては、教職員の研修、各種研修会及び保護者を対象とする教育講演会に係る講師謝金とサマースクール等のボランティアに対する謝礼、賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものであります。

11 節消耗品の主なものといたしまして、児童生徒の家庭学習の習慣化を図るなどの目的により全員に配付しております家庭学習ノート代、標準学力調査に要するものであります。印刷製本費の主なものにつきましては、町の学校教育について紹介いたします冊子「大和町の学校教育」等の印刷代であります。

14 節につきましては、分校児童の輸送、特別支援学級移動学習時における車借上料であります。

76 ページになります。

19 節の負担金につきましては、けやき教室を運営しております黒川地

域行政事務組合に対する負担金ほか4団体に対する負担金であります。補助金につきましては、幼稚園教育振興費として、町内にあります幼稚園に対し助成するものと、幼稚園就園奨励費いたしまして、私立幼稚園に通園する町内居住の通園児に対し助成を行うものであります。

25節につきましては、学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用の計上でございます。

1節につきましては、学校医14名、薬剤師6名に対する報酬であります。

7節賃金につきましては、各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視員及びプール監視員等の賃金であります。

8節の賞賜金につきましては、運動会の賞品及び卒業記念品代に要するものでございます。

11節の主なものとして、小学校の施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上であります。

12節は、電話使用料、プール検査料、火災保険料等の経費についての計上であります。

77ページをお願いいたします。

13節につきましては、児童、教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員9名の業務委託及び学校警備の業務委託料であります。

14節の機械借上料につきましては、印刷機の借り上げ、車借上料につきましては、陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送に係るものであります。

18節につきましては、学校管理用備品等の計上です。

19節につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済といたしまして、学校管理下における児童の災害共済負担金及び5件の各種協議会等への負担金であります。

次、2目教育振興費です。

教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づ

くり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に
係る経費でございます。

7節賃金の嘱託員につきましては、韓国人児童に対する日本語指導助
手の配置、それから緊急雇用創出事業補助金を充当しての学校図書支援
員、学級支援員の配置に要する賃金の計上であります。

8節の報償費につきましては、県の委託事業として実施しております
スクールソーシャルワーカーの配置に対する謝礼でございます。

11節につきましては、先生用の消耗品と教材の消耗品代でございます。
それから、パソコンの修繕料でございます。

13節委託料につきましては、パソコンプリンターの保守点検業務委託
でございます。

14節につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の児童輸送のため
の車借上料であります。

18節につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要する経費に
ついての計上でございます。

78ページ、お願いいたします。

19節の交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童
の保護者に対して交付するもの及び学校・地域共学推進事業として各学
校に交付いたすものであります。

20節につきましては、要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に
対する学用品や給食費等の扶助費であります。

3目施設整備につきましては、小学校施設の維持管理に要する経費で、
11節需用費の修繕料につきましては、小破修繕料についての計上、13節
委託料につきましては、FF暖房機、自家用電気工作物、消防設備等の
保守点検等の業務委託料の計上であります。

15節の工事請負費につきましては、便器を和式から洋式化にするため
の修繕工事費の計上でありまして、今年度については12基を予定してい
るところでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校2校の施
設の維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理の備品等の購入に
要する経費の計上であります。

1節につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬です。

7節賃金につきましては、事務補助員及び体育館の巡視員等の賃金でございます。

8節の賞賜金につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品代等であります。

11節の主なものといたしまして、一般消耗品、中学校の施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上であります。

79ページ、お願いいたします。

12節につきましては、電話料、各種検査手数料及び火災保険料等の経費についての計上であります。

13節につきましては、生徒、教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員3名の業務委託、スクールバス運行の業務委託料であります。

14節につきましては、土地借上料といたしまして、スクールバスの転回場の土地借り上げ、中体連、駅伝大会等の生徒輸送に係る車借上料であります。

18節につきましては、折り畳みいす等の学校用備品の整備に要する計上でございます。

19節の負担金につきましては、黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等への負担金及び日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。

2目の教育振興費につきましては、先生用の経費、それから魅力ある学校図書館づくり、外国語指導助手の招致、「たいわっ子」芸術文化推進、それから学校・地域共学推進等に係ります費用でございます。

7節につきましては、図書館員2名、学級支援員2名、それぞれ大和中、宮床中へ配置に要する賃金の計上でありまして、緊急雇用創出事業補助金を充当してのものでございます。

11節につきましては、先生用消耗品とパソコンの修繕料等の計上です。

80ページになります。

13節につきましては、民間外国語指導助手3名分の業務委託及びコンピューターサーバーとプリンター保守点検業務の委託料であります。

14節につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の生徒輸送のため

の車借上料であります。

18節につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要する経費について計上いたしております。

19節につきましては、負担金として自治体国際化協会、交付金といたしまして学校・地域共学推進事業として各学校へ交付を行うものであります。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対する援助費及び特別支援学級生徒に対する学用品や給食費等の扶助であります。

3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上であります。

13節につきましては、FF暖房機、ダムウェーター、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料でございます。

15節の工事請負費につきましては、宮床中学校の下水につきまして農業集落排水事業へ切りかえを行うための工事費の計上であります。

4目中学校建設費につきましては、宮床中学校の屋内運動場建設にかかわる経費について計上しております。13節につきましては建設工事の施工管理業務委託、15節につきましては建設工事費についての計上であります。

18節につきましては、新たに建設されます屋内運動場で必要とする備品について計上するものであります。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長 森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

それでは、ご説明を申し上げます。

4項1目社会教育総務費の主な事業といたしましては、生涯学習推進のため生涯学習まつりの開催のほかにパソコン技術講習、家庭教育、子育て、学習の推進、親子ふれあいキャンプ、青少年教育、社会教育施設等の管理を行うものでございます。

それでは、81ページをごらんいただきたいと思っております。

1 節の報酬につきましては、社会教育委員14名分の報酬となっております。

8 節の報償費につきましては、まほろば大学での文化講演会、各種教室や講座のほか、放課後子ども教室、協働教育推進協議会本部事業実施に伴います謝金、原阿佐緒賞への選考委員の謝礼となっております。

9 節の旅費でございますが、このうち特別旅費につきましては、たいわっ子夢航路、たいわっ子未来塾、ジュニアリーダー事業の研修旅費、原阿佐緒賞の選考委員等の旅費となっております。

11 節の需用費につきましては、各種教室の消耗品が主なものでございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学のチラシ、各種教室の資料、活動記録の印刷代でございます。

12 節の役務費につきましては、広告料につきまして原阿佐緒賞の短歌応募を専門の月刊誌に掲載いたしまして全国から公募するものでございます。

13 節の委託料につきましては、パソコン教室、ジュニアリーダー業務及び原阿佐緒記念館などの社会教育施設の管理と警備業務の委託料でございます。

14 節の使用料及び賃借料でございますが、土地借上料につきましては民俗談話室敷地の借り上げ分でございます。車借上料につきましては、ジュニアリーダー研修、たいわっ子未来塾のマイクロバス借上料が主なものでございます。

82ページ、お願いします。

15 節工事請負費につきましては、宮床歌の小径遊歩道修繕工事代となっております。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合への視聴覚部門の負担金ほかの内容となっております。

次に、2 目公民館費でございますけれども、公民館の運営費用であります総務費のほかに青少年から成人、婦人、高齢者までの事業活動、町民文化祭などの芸術文化推進事業、図書室運営事業の経費をお願いするものでございます。

1 節の報酬につきましては、公民館分館長41名分及び囑託公民館長の

報酬でございます。

7節の賃金につきましては、図書室のパート職員4名分の賃金でございます。

8節の報償費でございますが、公民館事業の各種講座に対する講師謝礼金、成人式、町民文化祭、小中学校書き初め大会の記念品代となっております。

11節の需用費の主なものにつきましては、コピー代などの一般事務消耗品のほかに各教室、講座の材料費、資料の印刷代となっております。

続いて、83ページをごらんください。

12節の役務費につきましては、公用車の任意共済保険料でございます。

13節の委託料につきましては、町民文化祭などの催しの際に音響、照明等の操作人員に対する臨時的に委託する分となっております。

14節の使用料及び賃借料につきましては、図書管理システムリース料、各講座の移動研修のバス借上料が主なものでございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、県青年体育大会、県青年文化祭に対する負担金及び町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金等でございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。

文化財保護費につきましては、文化財保護と普及に努めるもののほか、個人住宅建築等に伴います発掘調査、整理作業に要する費用を計上いたしております。

1節の報酬につきましては、文化財保護委員5名分の報酬となっております。

7節の賃金につきましては、発掘整理の作業員及び発掘調査嘱託員の賃金でございます。

8節の報償費につきましては、郷土史講座及び文化財巡りの講師謝礼でございます。

84ページ、お願いします。

9節の旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11節の需用費につきましては、郷土史講座及び文化財巡りの際の印刷

用紙代等の消耗品でございます。

12節の役務費につきましては、同じく郷土史講座及び文化財巡りの案内用切手、はがき代が主なものでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に係りますバックホウ、ダンプカー等の賃借料でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、町内の文化財等保存会へ補助金を補助するものでございます。及び、負担金としまして全国民俗芸能保存振興市町村連盟へ負担金を措置したものでございます。

次に、4目まほろばホール管理費でございます。

まほろばホールの貸し館及び施設の維持管理に要するものでございます。

1節の報酬につきましては、まほろばホールの運営委員の報酬となっております。

7節の賃金につきましては、まほろばホール窓口業務事務補助員の賃金でございます。

9節の旅費につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償となっております。

11節の需用費につきましては、消耗品のほか施設管理等におきまして電気、水道、灯油、ガスなどの燃料費と光熱水費が主なものでございます。

12節役務費につきましては、建物の火災保険料、電話、切手代等通信運搬費が主なものでございます。

13節の委託料につきましては、施設の総合管理業務委託のほか、電気料金の軽減を図るための電気料金デマンド業務委託分でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、清掃用具借り上げ、電話システムリース料が主なものでございます。

続きまして、85ページをごらんください。

18節の備品購入につきましては、大会議室用のDVDプレーヤーを購入するものでございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、大和町文化振興協会へ補助する補助金のほかに黒川地区危険物安全協会ほか2団体に負担する

負担金でございます。

27節の公課費につきましては、公用車の車検時におけます自動車重量税でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目の教育ふれあいセンター管理費であります。

ふれあいセンター管理費につきましては、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要する経費について計上しております。

7節につきましては、体育館の巡視員等の賃金でございます。

11節の主なものといたしまして、施設の電気料等でございます。

13節につきましては、センター管理の業務員の業務委託3名分、校庭管理の業務委託、設備の保守点検及び施設の警備委託業務でございます。

19節につきましては、黒川防火管理協議会への負担金であります。

次、6目森の学び舎活動費でございます。

森の学び舎の施設の管理運営に要する費用の計上でございます。

86ページをお願いします。

13節につきましては、施設の清掃及び管理の委託料の計上であります。

14節につきましては、学校教育活動での施設利用に係る町内児童生徒の輸送のための車借上料でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

ご説明申し上げます。

5項1目保健体育総務費についてご説明申し上げます。

スポーツ振興審議会、体育指導委員会、体育協会、スポーツ少年団な

どへの助成、各種スポーツ教室、大会の運営、武道館の管理等に要する経費を計上させていただいております。

1 節報酬につきましては、スポーツ振興審議会委員 5 名、体育指導委員 15 名分の報酬となっております。

8 節の報償費につきましては、スポーツ教室、各種大会の講師謝礼、審判への謝礼、賞賜金につきましては、スポーツ支援奨励賞の交付やスポーツ賞の顕彰を行うほか、各種大会でのメダル、盾の授与を行うものでございます。

9 節の旅費につきましては、スポーツ振興審議会委員及び体育指導委員の費用弁償でございます。

11 節の需用費につきましては、コピー代などの一般事務用品、各種大会のボール、ラインテープ等の消耗品が主なものでございます。

12 節の役務費につきましては、各種大会、教室の傷害保険料及び武道館の火災保険料が主なるものでございます。

続きまして、87 ページ、お願いします。

14 節使用料及び賃借料につきましては、ヘルシー宮城大会参加の際の車借上料でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、町体育協会、スポーツ少年団へ補助するものでございます。このほかに県体育指導委員協議会への負担金を措置しております。

続きまして、2 目体育センター管理費でございます。

体育センターの管理運営に要する経費を計上いたしております。

11 節の需用費につきましては、電気料、水道料のほか小破修繕料に要するものでございます。

12 節の役務費につきましては、火災保険料でございます。

13 節の委託料につきましては、消防設備及び電気設備の保守点検委託料となっております。

14 節の使用料及び賃借料につきましては、清掃用具借上料でございます。

18 節の備品購入費につきましては、バドミントンネットの購入費用でございます。

次に、3目広場管理費でございます。

宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場5カ所分の管理運営を行うものでございます。

11節の需用費につきましては、光熱水費及び小破修繕料が主なものでございます。

12節の役務費につきましては、水道の開栓手数料でございます。

13節の委託料につきましては、トイレ浄化槽の点検及び各広場の維持管理を各地区に委託するものでございます。

次に、4目総合運動公園管理費についてでございます。

総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営の費用となっております。

7節の賃金につきましては、嘱託員5名分の賃金でございます。

11節の需用費の主なるものでございますが、消耗品のほかに電気料、水道料、光熱水費と小破修繕料でございます。

88ページ、お願いします。

12節の役務費につきましては、電話料及び火災保険料が主なものでございます。

13節の委託料につきましては、電気設備の保安管理、夜間等の警備、清掃業務を、屋外といたしまして除草等業務の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、券売機及び印刷機のリース料でございます。

18節の備品購入費につきましては、陸上競技用高飛び用クロスバーほか、野球、テニス、卓球のボール等スポーツ用品等の購入費用でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会及び黒川地区防火管理協議会の負担金でございます。

27節の公課費につきましては、公用車の車検のときの自動車重量税でございます。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費でございます。野球場、テニスコート及び多目的広場の管理運営費でございます。

11節の需用費につきましては、野球場用ライン用石灰代のほかに小破

修繕料が主なものでございます。

12節の役務費につきましては、火災保険料でございます。

13節の委託料につきましては、芝生の管理、植栽、除草、清掃の施設管理業務委託並びに電気設備の保守点検料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、整備用スポーツトラックの搬送用トラックのリース料でございます。

18節の備品購入費につきましては、野球場用のライン引き及び野球場整地ブラシの購入費用でございます。

次に、6目の自転車競技場管理費でございます。

施設の維持管理業務につきましては、宮城県スポーツ振興財団から町が委託を受けまして管理をいたしているものでございます。

7節賃金につきましては、嘱託員の賃金でございます。

11節の需用費につきましては、一般管理用消耗品のほかに電気料及び水道料、修繕料が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話使用料でございます。

続きまして、89ページ、お願いします。

13節の委託料につきましては、芝の管理、電気設備、浄化槽、消防設備管理、夜間警備業務の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、テレビの受信料でございます。

18節の備品購入につきましては、会議室用の机といすの購入費でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

次に、7目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上しております。

1節と9節につきましては、学校給食運営審議会開催に伴います委員の報酬と費用弁償であります。

7節につきましては、給食センターの業務員の賃金であります。

11節につきましては、消耗品費としまして給食用食器の更新のための購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費であります。

12節につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料や学校給食費の振りかえ手数料であります。

13節につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設設備の維持管理、点検等の委託料であります。

14節につきましては、印刷機、清掃用具等の借り上げのリース代であります。

90ページ、お願いします。

18節につきましては、補充用の食缶、調理室の移動用の台車等の購入でございます。

19節につきましては、全国学校栄養士協議会県支部等への負担金であります。以上でございます。

議長　　長　　（大須賀　啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長　（庄司正巳君）

10款災害復旧費1項1目農業施設災害復旧費でございますが、単独の災害復旧費でございますが、15節工事請負費につきましては、農道小鶴沢線などに係る舗装修繕等の工事費でございます。以上でございます。

議長　　長　　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

10款2項1目の道路橋りょう災害復旧費の工事請負費につきましては、科目の設定でございます。

3項1目の土木施設災害復旧費につきましては、災害復旧に係る事務

補助及び町道の復旧に要するものでございまして、4節共済費につきましては、臨時職員の社会保険料、7節賃金につきましては臨時職員の賃金でございます。

15節の工事請負費につきましては、翌年度実施としました補助災28カ所分、これの工事請負費でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

91ページ、11款公債費につきましては、現在のところ77億6,600万円と推測されます町債残高でございますけれども、12機関から借り入れをいたしてございます。平成24年度の元利償還並びに利子償還の見込み額を計上いたしましたものでございます。

続きまして、12款予備費につきましては、必置の定めがあるところでございますけれども、例年どおり1,000万円の計上といたしてございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

本日は、ここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉 会